畜産農業に係る
水質汚濁防止法届出の手引き

第３版

岡山県農林水産部畜産課

改正内容

第１版　令和５年12月１日　初版発行

第２版　令和６年３月28日　排水基準の見直し（ 大腸菌群数→ 大腸菌数）
等による改訂

第３版　令和７年10月28日　硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の見直し
等による改訂

〔目次〕

第１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２　畜産排水に係る法律等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
・水質汚濁防止法
・瀬戸内海環境保全特別措置法
・湖沼水質保全特別措置法
・岡山県環境への負荷の低減に関する条例

第３　水質汚濁防止法に基づく届出の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・７
・届出が必要な者
・畜産農業又はサービス業とは
・豚房施設、牛房施設および馬房施設
・畜房の総面積
・届出が必要でない者
・届出の種類

第４　特定施設設置届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
・様式第１
・別紙様式１～６
・工事実施制限の期間短縮願

第５　特定施設の構造等変更届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

第６　氏名等変更届出、使用廃止届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
・氏名等変更届出
・使用廃止届出

第７　承継届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２

第８　排水基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５

第９　排出水の測定義務等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１

第１０　事故時の措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８４

第１１　罰則等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８７

〔参考〕　指定地域・・・児島湖流域図・・・・・・・・・・・・・・・・・・８９

第１　はじめに

はじめに

昭和３０年代以降、わが国は、経済の飛躍的な成長・発展と産業の高度化・大規模化を遂げましたが、これに伴って、大気汚染・水質汚濁などの公害問題が深刻化したことから、公害の対象範囲、公害発生源者の責任、国、地方公共団体の責務の明確化など、施策推進の前提となる基本原則を明らかにするべきであるとの声が高まりました。こうした結果、昭和４２年７月に「公害対策基本法」が成立しました。

さらに昭和４５年１２月に、問題水域を個々に指定して排水規制を行なう従前の工場排水規制法、水質保全法に代えて、公共用水域へ汚水を排出する可能性のある全ての工場・事業所を対象とした総合的な排水規制法である「水質汚濁防止法」が制定され、昭和４６年６月から施行されました。これにより全公共用水域を対象とした全国一律の排水基準(一般排水基準）が設定され、事前予防が期されるとともに、都道府県条例において上乗せ排水基準の設定も可能となりました。

一方、本県の畜産経営では昭和３６年に農業基本法（法律第１２７号）が公布施行されると、規模拡大・専業化の方向をたどり、都市化による農業と住宅の混住化と相まって、ややもすれば悪臭，水質汚濁等の公害発生源となりやすい糞尿の処理が，問題となることが多くなってきました。

このような状況から、本県では畜産経営に対する指導体制を整備し、畜産環境汚染防止を推進するため、昭和４７年９月に「岡山県家畜環境汚染防止指導指針」を策定しました。

また、平成１１年に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定されたことから、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための岡山県計画」を定め（令和３年１０月変更)、管理基準に則した家畜排せつ物の適正管理と、利用促進に係る施策を行ってまいりました。

近年、畜産農業に係る「水質汚濁防止法」の暫定排水基準は見直しが進み、一般排水基準への移行が迫っています。

そこで、本県では、水質汚濁防止法に基づく適正な届出制度を周知し、畜産農業施設から排出される排水について、基準を明確化するとともに、公共用水域における水質汚濁の防止を図るためこの「手引き」を作成したので、内容の遵守と適切な対応の参考としてご活用をお願いします。

令和５年１２月
岡山県農林水産部畜産課

第２　畜産排水に係る法律等の概要

１　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）・・・略称：水濁法

本法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることが目的とされています。

本法律により畜産農業の用に供する一定規模以上の牛房、豚房及び馬房は特定施設に該当し、公共用水域（河川、湖沼、港湾、沿岸海域等）へ水を排出する場合、県等へ届け出るとともに､排水の様々な水質項目について排水基準値以下の濃度にすることが必要です。

２　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）・・・略称：瀬戸内法

本法律は、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、及び瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに､特定施設の設置の規制､富栄養化による被害の発生の防止､自然海浜の保全、環境保全のための事業の促進等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることが目的とされています。

本法律では、水質汚濁防止法の特定施設を設置し、日最大排水量５０㎥以上の事業場については、本法に基づく手続き（許可又は届出）が必要です。

この法律は、岡山県の場合、県内すべての区域が対象です。

３　湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）・・・略称：湖沼法

本法律は、湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が必要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定及び汚水、廃液その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行う等の特別の措置を講じ、もって国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが目的とされています。

岡山県の場合、この法律が適用される指定湖沼及び指定地域は、児島湖の流域が対象です。

４　岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成13年岡山県条例第76号）・・県条例

この条例は､岡山県環境基本条例(平成八年岡山県条例第三十号)の基本理念にのっとり、環境への負荷の低減に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、他の法令又は条例に定めがあるもののほか、公害の防止のための規制の措置その他の事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めることにより、現在及び将来にわたり環境への負荷の低減を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが目的とされています。

〔用語の説明〕

用　　語	説　　明
特定施設	本手引きでは、水濁法施行令別表第１のうち、畜産農業又はサービス業の用に供する施設（豚房施設、牛房施設、馬房施設）をいう。
有害物質	カドミウムその他の人の健康に被害を生ずるおそれがある物質として水濁法施行令で定められている物質をいう。排水基準を定める省令により畜産農業では「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）（略称：硝酸性窒素等）について、排水基準が定められています。
暫定排水基準	排水基準を定める省令により、ｐH、BOD、CODなどについては全国一律の排水基準（一律排水基準）が定められています。しかしながら、既設の事業所のうち、直ちに一律排水基準を達成することが技術的に著しく困難な業種については、暫定排水基準を設けてその時点において達成可能なレベルを、当面の基準としています。
公共用水域	河川・湖沼・海域等の工場や事業場の敷地外の水域や水路をいう（公共下水道を除く。）。
排出水	特定施設から排出される水（汚水等）及び処理された水に限定されず、特定事業場内（農場内）の特定施設（畜舎）以外の施設から排出される水で公共用水域に排出される全ての水をいう。つまり、処理された尿、牛舎内の洗浄水、畜舎からの雨水等も排出水に含まれます。ただし、雨水は届出上の排水量には算入しないこととなっています。
特定排出水	排出水から、雨水のように事業活動その他の人の活動に使用されない水及び一過性の間接冷却水など、汚濁負荷量が増加しない用途に供された水を除いた排出水をいう。
排水口	排出水を排水する場所をいう。特定事業場に２以上の排水口がある場合には、個々の排水口ごとに排水基準が適用される。
指定地域	湖沼法第３条第２項に規定するで指定される地域。岡山県では児島湖流域が対象（p89参照）。 （水濁法第４条の２第１項に規定する指定地域（総量規制地域）は県内全域が対象。）

排水基準設定等の経緯

昭和45年12月25日

「水質汚濁防止法」が公布（昭和46年6月24日施行)。

昭和46年12月21日

岡山県は、水質汚濁防止法第３条第３項の規定に基づく排水基準を定める条例を制定し、同法の基準より厳しい排水基準（上乗せ排水基準）を定めた。

昭和46年12月28日

環境庁（当時）は、「水質汚濁に係る環境基準について」を告示。

○全ての特定事業場に基準が適用される健康項目（人の健康の保護に関する環境基準）について、次の8項目が定められた。

シアン、総水銀、アルキル水銀、有機リン、カドミウム、鉛、クロム（6価）及びヒ素

○1日当たりの平均的な排出水の量が50㎥以上の特定事業場に基準が適用される生活環境項目（生活環境の保全に関する項目）について、河川、湖沼及び海域の別に次の各5項目が定められた。

pH、BOD（河川）又はCOD（湖沼及び海域)、SS（河川及び湖沼)、DO（溶存酸素量)、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質（油分）(海域)

昭和50年２月３日

健康項目にPCBの環境基準が追加設定された。

昭和57年12月25日

生活環境項目に、湖沼に係る窒素・りんの環境基準が追加設定された。

平成５年３月８日

健康項目に、ジクロロメタン等15項目の環境基準が追加設定された。

平成５年10月１日

生活環境項目に、海域に係る窒素及びりんの環境基準が追加設定された。

平成13年７月１日

健康項目に、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（硝酸性窒素等）の環境基準が追加設定された。なお、硝酸性窒素等の主な排出源として、1-2畜産農業又はサービス業の用に供する施設が挙げられた。

平成23年４月１日

「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」が施行。

排出水を排出する者に対し、汚染状態の測定・記録・保存を義務付ける（法第14条第1項）とともに、意図的にこれらの義務に違反した者に対する罰則を設ける（法第33条第3号）こととされた。

第３　水質汚濁防止法に基づく届出の手続き

１　届出が必要な者

畜産農業又はサービス業の用に供する次の特定施設を設置する者

○豚房施設　豚房の総面積が５０㎡以上の事業場に係るもの　（肥育豚 65 頭程度）

○牛房施設　牛房の総面積が２００㎡以上の事業場に係るもの（成牛　35 頭程度）

○馬房施設　馬房の総面積が５００㎡以上の事業場に係るもの（成馬　50 頭程度）

※ただし、豚房４０㎡以上５０㎡未満、牛房１６０㎡以上２００㎡未満、馬房４００㎡以上５００㎡未満は、別途、湖沼法の届出が必要となります。

また、頭数は面積の目安です。（(一財）畜産環境整備機構：令和 2 年 3 月家畜汚水処理施設設計・維持管理マニュアル）

２　畜産農業又はサービス業とは

〔畜産農業〕

畜産農業とは、行政管理庁統計基準局編集の日本標準産業分類(昭和 42 年)の畜産農業をいい、その主な例は次のとおりです。

酪農業	主として生乳を生産し、出荷する事業所をいう。
肉用牛生産業	主として肉用牛を飼養する事業所をいう。 肉用牛とは、肉用を主目的に飼養している牛をいう。この場合，牛の品種は肉専用種に限らず肉用目的に飼養している乳用種を含む。(肉用牛肥育業；肉用子牛生産業)
養豚業	主として豚を飼養する事業所をいう。
その他の畜産農業	主としてその他の畜産物を飼育する事業所をいう。 その他の畜産物とは、馬、めん羊、やぎ、うさぎ（実験用，愛がん用を除く）鶏以外の家きん（うずら、あひる、七面鳥など)、毛皮獣などをいう。

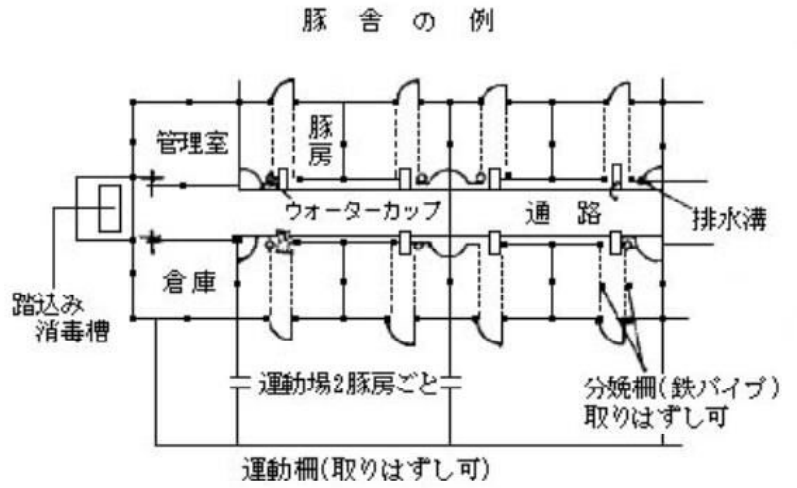
〔サービス業〕

サービス業とは、産業分類の畜産サービス業とサービス業をいい、その主な例は次のとおりです。

畜産サービス業	獣医業、その他の畜産サービス業（種つけ請負業、放牧育成所等）
サービス業	競馬場、競馬競技団（競馬きゅう舎)、公園遊園地、他に分類されない娯楽業（乗馬教習所)、農業協同組合、小学校～高等教育機関（農業大学校等)、動物園・植物園・水族館、自然科学研究所、動物検疫所等

３　豚房施設、牛房施設および馬房施設

豚房施設、牛房施設及び馬房施設(以下「畜房施設」という。)とは、畜舎のなかの豚、牛及び馬を収容するための個々の房(以下「畜房」という。)をいい、通路飼料置場等は含まれません。(下図参照)



４　畜房の総面積

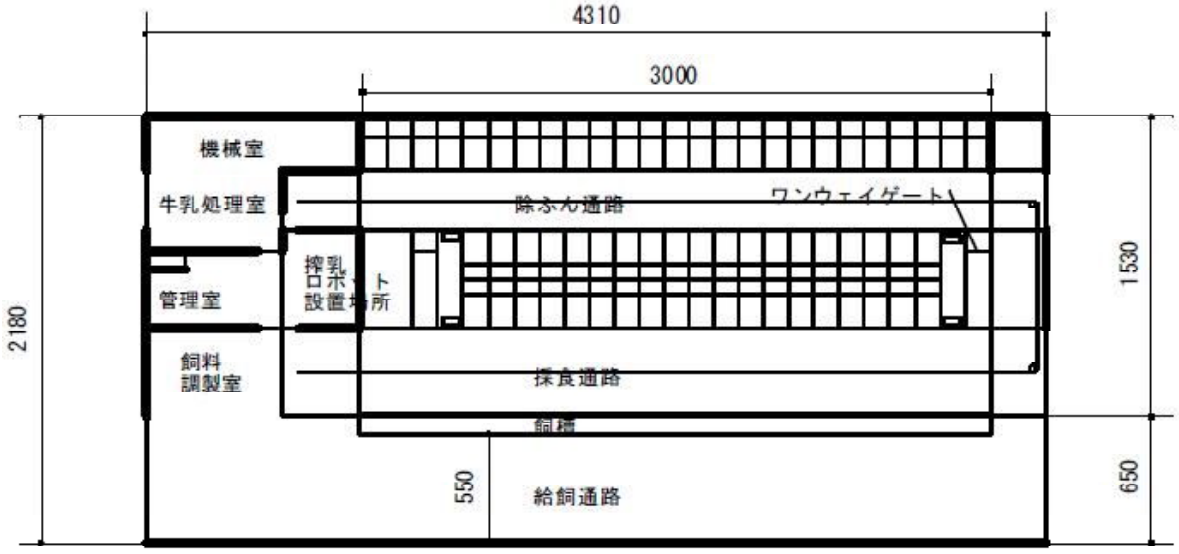
畜房の総面積とは、畜舎のなかの個々の畜房の合計面積をいい、１つの事業場内に複数の畜舎がある場合は、これらの畜舎の畜房の総面積を合計したものが畜房の総面積となります。

なお、これは家畜の糞尿が排出される場所であるため、フリーストール、フリーバーンについても、以下の面積を特定施設面積とします（平成 10 年 12 月 7 日付け畜第 958 号岡山県農林水産部畜産課長通知)。

フリーバーン　：休息所兼運動場全ての面積

フリーストール：休息所及び通路の面積

近年、下図のような搾乳ロボット導入牛舎も設置されていますが、この場合、除糞通路及び採食通路の面積も特定施設面積となります。



図－Ⅳ・24　搾乳ロボット導入牛舎のレイアウト例（寸法単位 cm）

(社) 中央畜産会：平成 18 年 3 月　低コスト畜舎モデル設計・畜舎設計事例集より

５　届出が必要でない者

・農場全体の畜房面積の総合計が、１の各畜種に応じた面積を超えない施設を設置する者
・鶏の飼育施設を設置する者
・めん羊、山羊の飼育施設を設置する者　　等

※１日当たり最大排水量が５０㎥以上の場合は、瀬戸内法の許可手続きが必要です。

６　届出の種類

届出の種類	届出が必要な場合	届出時期
特定施設設置届出 （水濁法第５条）	【新たに畜舎を建築する場合など】 「特定施設」を設置しようとするとき	工事着手予定日の 60 日前まで
特定施設の構造等変更届出 （水濁法第７条）	【畜舎、汚水処理施設の増築など】 次の事項を変更しようとするとき ・特定施設の構造又は使用の方法 ・特定施設の汚水等の処理の方法 ・特定施設の排出水の汚染状態及び量（排水系統別汚染状態及び量を含む。） ・特定施設の用水及び排水の系統	工事着手予定日の 60 日前まで
氏名等変更届出 （水濁法第 10 条）	【会社の代表者の変更の時など】 次の事項に変更があったとき ・届出者の氏名又は名称又は住所若しくは法人にあっては代表者の氏名 ・工場又は事業場の名称及び所在地	変更のあった日から 30 日以内
使用廃止届出 （水濁法第 10 条）	【畜産農業を中止した時】 特定施設の使用を廃止したとき	廃止した日から 30 日以内
承継届出 （水濁法第 11 条）	【既存畜舎の借用や譲渡を受けたときなど】 ・特定施設を譲り受け又は借り受けたとき ・相続、合併又は分割があったとき	承継等があった日から 30 日以内

7　届出にあたって

特定施設を設置しようとする地域を管轄する、担当部局に提出してください。

設置しようとする地域	届出の提出先
玉野市・備前市・瀬戸内市・赤磐市・和気町 吉備中央町	備前県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産班 〒 700-8604 岡山市北区弓之町 6-1 ☎(086)233-9828：直通
総社市・笠岡市・井原市 高梁市・浅口市・早島町 矢掛町・里庄町	備中県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産第一班 〒 710-8530 倉敷市羽島 1083 ☎(086)434-7033：直通
新見市	備中県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産第二班 〒 718-8550 新見市高尾 2400 ☎(0867)72-9166：直通
津山市・美作市・鏡野町 ・勝央町・奈義町・西粟倉村・久米南町・美咲町	美作県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産第一班 〒 708-8506 津山市山下 53 ☎(0868)23-1310：直通
真庭市、新庄村	美作県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産第二班 〒 717-8501 真庭市勝山５９１ ☎(0867)44-7564：直通
岡山市	岡山市環境局環境部環境保全課 〒 700-8554 岡山市北区大供一丁目 2 番 3 号 ☎(086)803-1281：直通
倉敷市	倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課 〒 710-8565 倉敷市西中新田 640 ☎ (086)426-3391：直通

※湖沼法に基づく手続きに係る窓口

上表のとおり

※瀬戸内法に基づく手続きに係る窓口

各県民局地域政策部環境課

岡山市（同上）

倉敷市（同上）

８　届出の注意事項

（１）留意事項

・届出は許認可とは異なりますので、受理されても許可証等は発行されません。
・届出を受け取った際の受理書は、以前は交付していましたが、令和３年４月１日の省令改正により廃止されたので、現在は交付していません。
・届出の押印は、令和２年 12 月 28 日の関係省令改正により不要になりました。ただし、届出の際には社内決裁をされている正式なものを提出してください。
・郵送で届出書を提出する場合には、連絡先のわかるもの（名刺等）を同封し、届出書類はコピー等の控えを取った上でご提出ください。

（２）実施の制限（水濁法第９条）

特定施設設置届出、特定施設の構造等変更届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、その届出に係る設置、変更の工事に着手することができません。

この期間内に工事を着手したい場合は「期間短縮願」を提出してください。内容が相当と認められるときは、実施の制限期間を短縮する旨を通知します。この場合も、通知があるまでは工事に着工することができません。

（３）計画変更命令等（水濁法第８条、第８条の２、第 30 条）

県では、汚水等の処理の方法など、届出の内容について審査し、排水基準又は構造基準に適合しないと認めるときは計画の変更（計画の廃止を含む。）を届出者に命ずることがあります。

（４）届出の義務

届出には、上述の表の種類がありますので、その都度、定められた様式で届け出てください。特に、代表者の交代の際には忘れずに届け出てください。

（５）排水基準の遵守

排水基準は畜種、排水量、施設を設置する地域、畜房の面積等により設定されています（P65 ～ 80 参照）。この排水基準に適合しない排出水を排水するおそれがある場合や、排出した場合には、行政措置（改善命令など）や罰則等の対象となります。

（６）水質の測定義務等

畜産に係る事業場については、排出水の水質の測定義務があり、測定結果を記録し、３年間保存しておかなければなりません（P81 ～ 83 参照）。

（７）事故時の措置

事故等により公害が発生したり、発生するおそれがおる場合は、直ちに必要な措置をとるとともに、届出の提出先に速やかに報告してください（P84 ～ 86 参照）。

第４　特定施設設置届出

〔法〕(特定施設等の設置の届出)

第５条　工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項（特定施設が有害物質使用特定設に該当しない場合又は次項の規定に該当する場合にあつては、第五号を除く。）を道府県知事に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　工場又は事業場の名称及び所在地
三　特定施設の種類
四　特定施設の構造
五　特定施設の設備
六　特定施設の使用の方法
七　汚水等の処理の方法
八　排出水の汚染状態及び量（指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、水系統別の汚染状態及び量を含む。）
九　その他環境省令で定める事項

（１）様式第１（p26）

ア　届出年月日

各提出先に提出する日付を記載してください。

また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

イ　届出者の氏名等

届出者の住所及び氏名について、法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。登記上の本店所在地と実際の業務を行っている事業場が別の場合は、登記上の本店所在地が主たる事務所の所在地になります。法人等で、農場長が代表者の代理人として届出をする場合は、必ず代表者からの委任状を添付してください。

ウ　電話番号

日中に必ず繋がる番号を記載してください。固定電話で日中、不在の場合は、携帯電話番号を記載してください。

エ　届出に係る法の条項

様式１は、他の届出書と兼用となっていますので、該当しない条項「第２項又は第３項（第６条第１項又は第２項、第７項)」を２重線で消してください。

オ　工場又は事業場の名称及び所在地

農場の名称（簡略化せずに）と農場の住所を記載してください。

カ　特定施設の種類

設置する畜舎の種類に応じて次のように（水濁法施行令別表第１の番号及び名称のとおり）記載してください。

豚舎の場合・・・「１の２　イ　豚房施設」

牛舎の場合・・・「１の２　ロ　牛房施設」

馬房の場合・・・「１の２　ハ　馬房施設」

キ　有害物質使用特定施設の該当の有無

畜産農業に係る施設だけの場合、有害物質使用特定施設には該当しませんので、「無□」にチェックを入れてください。

有害物質は、水濁法施行令第２条に定められているカドミウム、シアン化合物等の物質のことで、畜産農業が主な排出源の一つとされているアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物が含まれます。

しかし、「畜産農業については、一定規模以上の豚房施設、牛房施設又は馬房施設が特定施設に該当するが、これらの施設は畜舎の中の豚、牛又は馬を収容するための個々の房をいい、通常、有害物質を製造・使用・処理しているとは考えられないため有害物質使用特定施設には該当しない」と整理されています。

※「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル　（第1.1版）」（平成25年５月31日更新、環境省）

なお、有害物質使用特定施設とは、カドミウムやシアン化合物など有害物質を製造・使用・処理する特定施設です。万が一、畜産農業に係る施設で有害物質を貯蔵する施設を設置する場合は、手続きにあたって、県民局地域政策部環境課（岡山市、倉敷市は当該市）が窓口となります。

ク　特定施設の構造

「別紙１のとおり。」と記載してください。

ケ　特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）

畜産農業では上記のとおり、有害物質使用特定施設には該当しませんので、２重線で消してください。

コ　特定施設の使用の方法

「別紙２のとおり。」と記載してください。

サ　汚水等の処理の方法

「別紙３のとおり。」と記載してください。

シ　排出水の汚染状態及び量

「別紙４のとおり。」と記載してください。

ス　排出水の排水系統別の汚染状態及び量

別紙５は日平均排水量が５０㎥以上の場合、総量規制の対象となるため、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量について排水系統別に汚染状態及び量を記載する項です。県民局農林水産事業部に提出する届出は、日平均排水量が５０㎥未満の施設のみとなりますので、「別紙５のとおり。」を２重線で消してください。

セ　排出水に係る用水及び排水の系統

「別紙６のとおり。」と記載してください。

ソ　第５条第２項関係、第５条第３項関係

この項は有害物質使用特定施設を設置する場合に必要となるものです。畜産農業では上記のとおり、有害物質使用特定施設には該当しませんので、斜線を引いてください。

（２）別紙　（届出事項内容：県様式）（p28）

別紙は、届出事項の内容と提出する書類が明確となるよう、県で定めた様式です。記入例を参考に記載してください。

ア　事業場名

簡略化しないで正確に記載してください。

イ　担当者氏名

申請の実務に携わる担当者の所属、氏名及び連絡先を記載してください。外部のコンサルタント等の氏名は記載しないでください。

ウ　届出の概要

特定施設を設置する理由、設置する特定施設の種類、変更の内容等を簡潔に記載してください。

（３）別紙１　（特定施設の構造）（p30）

ア　工場又は事業場における施設の番号

農場で、その畜舎などの建築物等を特定するために用いる名称を記載してください。

例）養豚農場の場合　：分娩豚舎、肥育豚舎、育成豚舎
　　肉用牛農場の場合：繁殖牛舎、肥育牛舎、育成牛舎、哺育牛舎

なお、同型の施設を複数設置する場合には、まとめて記載してもかまいません。この場合、下欄の「その他参考となるべき事項」に施設数を記載してください。

例）養豚農場の場合　：肥育豚舎１～４
　　肉用牛農場の場合：肥育牛舎１～５

イ　特定施設番号及び名称

設置する畜舎の種類に応じて次のように（水濁法施行令別表第１の番号及び名称のとおり）記載してください。

例）豚舎の場合・・・「１の２　イ　豚房施設」
　　牛舎の場合・・・「１の２　ロ　牛房施設」

ウ　型式

型式は農林水産省生産局が発行する「草地開発整備事業計画設計基準（令和２年６月）第Ⅳ編第２章家畜管理施設」を参考に、畜舎の構造に応じて記載してください（主なものは下記のとおり）。

なお、市販品で名称等がある場合は、その名称等を記入しても構いません。

○乳牛舎の場合：飼養方式による分類により、次の型式を記載
・つなぎ飼い式牛舎（ストールバーン）
・放し飼い式牛舎（フリーストールバーン、ルースバーン、フリーバーン）

○肉牛舎の場合：飼養方式による分類により、次の型式を記載
・つなぎ飼い式肉牛舎（ストールバーン）
・放し飼い式肉牛舎（フリーストールバーン、ルースバーン）
（フリーバーン、群飼い追い込み式）
・牛房式肉牛舎（ペンバーン）

○豚舎の場合　：床面による分類により、次の型式を記載

・平床式（オガクズ式）
・すのこ式（糞尿分離式、糞尿混合式）

エ　構造

木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造など、骨組または主体構造の種類を記載してください。一つの建築物に複数の構造が用いられているときには、主なものを先に書き、その後に「一部○○造」と記載してください。建築基準法の確認申請を行っている場合は、確認申請書（建築物）のとおり記載してください。

オ　主要寸法

畜舎の床面積及び縦、横の寸法を記載してください。また、併せてその施設（畜舎）に係る畜房の合計面積を記載してください。同型の施設を複数設置する場合で、まとめて記載している場合は、畜房の面積も合計し記載してください。なお、畜房面積については、２「届出について」の４畜房の総面積を参考に算出してください。

カ　能力

家畜の飼養頭数について､飼養する家畜の区分毎に最大飼養頭数を記載してください。

なお、同型の施設をまとめて記載する場合は１棟の最大飼養頭数と合計の最大飼養頭数を記載してください。

例）繁殖牛　○○頭、育成牛○○頭
搾乳牛　○○頭、育成牛○○頭
繁殖母豚○○頭、育成豚○○頭、肥育豚○○頭
１棟：肥育豚○○頭、合計○○頭

キ　配置図

「別添配置図のとおり」と記載し、別添で農場内の建築物等の配置図を添付してください。配置図には上記アのとおり建築物等を特定するために用いる名称を記載し、既存のものも含めて全て記載してください。

なお、配置図には用水の系統（青線）、排水（尿・洗浄水、のみこぼし水を含む）系統（赤線）、雨水（青色点線）系統について、排水場所から排出口までを図示してください。

ク　設置年月日

新たに設置する場合、記載できませんので２重線で消してください。

ケ　工事着手予定年月日

当該施設に係る工事着手予定年月日を記入してください。届出の日から６０日以後の日付としてください。６０日以前に工事着工を希望する場合は、この欄に６０日以後の予定日を記入し、別に「期間短縮願」を提出してください。

コ　工事完成予定年月日

当該施設に係る工事完成予定年月日を記入してください。

サ　使用開始予定年月日

当該特定施設に係る使用開始予定年月日を記入してください。

シ　その他参考となるべき事項

同型の施設を複数設置する場合には、その施設の数を記載してください。

（４）別紙２（特定施設の使用の方法）（p31）

ア　工場又は事業場における施設番号

別紙１と対応させて記載してください。

イ　特定施設号番号及び名称

別紙１のとおり記載してください。

ウ　設置場所

「別添配置図のとおり」と記載してください。別紙１による配置図を添付している場合は、新たに配置図を作成する必要はありません。

オ　操業の系統

「別添操業の系統図のとおり」と記載してください。畜舎を設置しようとする農場の、家畜の生産から出荷までの流れを図示し、糞尿や排水について処理方法を記載するとともに、最終産物の処理方法まで記載してください。

カ　使用時間間隔

使用時間について「連続」又は「断続」の別を記載する欄です。畜舎の場合は通常、連続使用ですので「通年使用」と記載してください。

キ　１日当たりの使用時間

「２４時間」と記載してください。

ク　使用の季節的変動

畜舎の場合は通常、通年使用ですので季節的変動はありません。そのため、「なし」と記載してください。ただし、夏期にのみ使用する育成牧場などで、季節限定で使用する畜舎の場合は「あり○月～○月」と記載してください。

ケ　原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び１日当たりの使用量

飼料、敷料、洗浄水（飲用水）について、１日あたりの平均的な使用量を記載してください。同型の施設をまとめて記載している場合は、合計の量を記載してください。

なお、給水量の計画目安は次表のとおりですので、参考にしてください。

（L／頭／日）

区　　分	乳用牛		肉用牛	育成牛		豚	馬
	搾乳牛	乾乳牛		６ヶ月未満	６ヶ月以上		
平均給水量	120 ～ 150	50 ～ 60	50 ～ 60	15 ～ 25	25 ～ 35	20 ～ 20	25 ～ 60

※草地開発整備事業計画設計基準（令和２年６月）第Ⅲ編第４章 用水施設

コ　汚水等の汚染状態

畜舎等の使用時に排出される汚水等の汚染状態（排出水に係る排水基準に定められた項目）について記載してください。排水基準については、施設を設置しようとする地域や排水量により、適用される基準が異なりますので、排水基準等を参考にしてください。

また、家畜から排出される糞尿の汚染状態の目安は次表のとおりですので、参考にしてください。肥育豚及び乳牛の汚濁負荷量の目安は「家畜汚水処理施設設計・維持管理マニュアル（令和４年 3 月(一財)畜産環境整備機構」）の数字に、研究成果のデータを加えたものとなっています。

肥育豚１頭１日あたりの汚濁負荷量の目安

区　分	ふん尿分離式		ふん尿混合式
	生汚水	凝集分離汚水	
pH	6.2 ～ 8.4	7.2 ～ 8.8	5.7 ～ 8.4
BOD（g/頭/日）	60~80	50~60	200
COD（g/頭/日）	30~40	25~30	63
SS（g/頭/日）	83~93	11~26	435
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類（g/頭/日）	0	0	0
動物油脂類（g/頭/日）	0	0	0
全窒素（g/頭/日）	21~27	17~21	39
全リン（g/頭/日）	2.4~2.9	1.0~1.5	14.7
硝酸性窒素等（g/頭/日）	5.9~7.6	4.8~5.9	10.9
汚水量（L/頭/日）	12~17	13~17	20

肥育豚への換算方法

種別	肥育豚換算頭数
哺乳中の子豚と母豚は合わせて	肥育豚３頭
離乳後体重 30~40kg 程度までの子豚	肥育豚１／３頭
繁殖豚（雄、雌どちらとも)）	肥育豚２頭

乳牛（経産牛）１頭１日あたりの汚濁負荷量の目安

区　分	ふん尿分離式		ふん尿混合式
	牛舎汚水	搾乳関連排水	
pH	6.9~9.4	6.8~8.5	
BOD（g/頭/日）	350	16.5	1,140
COD（g/頭/日）	175	14.3	420
SS（g/頭/日）	350	11.0	5,475
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類（g/頭/日）	0	0	0
動物油脂類（g/頭/日）	0	0	0
全窒素	173g/頭/日	18mg/L	290g/頭/日
全リン	8g/頭/日	1.0mg/L	54g/頭/日
硝酸性窒素等（g/頭/日）	49	6	82
汚水量（L/頭/日）	60	11	80

※ふん尿分離式（搾乳関連排水）のうち、全窒素、全リンの値は廃棄乳が混入しない場合の数字の目安

肉用牛・馬の１頭１日あたりの汚染状態の目安

区　分	肉用牛			馬	
	糞	尿	混合	糞	尿
pH	7.0	8.3	8.3	6.8	8.1
BOD（mg/L）	24,000	4,000	16,000	2,475	5,580
COD（mg/L）	12,000	3,000	8,400	24,500	8,270
SS（mg/L）	120,000	5,000	74,000	199,000	4,600
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類（mg/L）	－	－	－	－	－
動物油脂類（mg/L）	－	－	－	－	－
全窒素（mg/L）	4,300	8,000	5,800	3,140	8,880
全リン（mg/L）	1,700	150	1,100	－	－
硝酸性窒素等（mg/L）	834	128	834	176	248

※一般財団法人 畜産環境整備機構 畜産汚水の処理技術マニュアル(H30 年 3 月)

「－」は不明の項目となりますので、事前に分析機関等でご確認ください

肉用牛・馬の１頭１日あたりの汚水等の量の目安

区　分		1 頭の年当たりの排せつ量		1 頭 1 日当たりの排せつ量		
		ふん（t/年）	尿(t/年)	ふん(kg/日)	尿(kg/日)	混合(kg/日)
肉用牛	2 歳未満	6.5	2.4	17.8	6.6	24.4
	2 歳以上	7.3	2.4	20	6.6	26.6
	乳用種	6.6	2.6	18	7.1	25.1
馬	馬	8.4	1.8	23	4.9	27.9

※農林水産省「管理基準の内容や家畜排せつ物の発生量等の記録方法に関するﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ」改変

サ　汚水等の量

畜舎等の使用時に排水される１日あたりの汚水等の量を記載してください。汚水等を排水処理施設で処理せずに堆肥センターや産廃処理する場合等も、１日あたりの汚水等の量を記載してください。

汚水等の量は上記表を参考に、バルククーラー等の付帯施設から排出される洗浄水を加えた量を記載してください。

なお、肉用牛肥育経営のように敷料に糞尿をすべて吸着させ、排水されない場合は「０」と記載してください。

シ　その他参考となるべき事項

畜舎等の使用時に排水される糞尿を公共用水域に排水しない場合(上記肉用牛肥育経営のような場合)、最終的な処理の方法までを記載してください。堆肥センターや産廃処理する場合は、その旨を記載してください。

例）糞尿は全量、敷料と混合し堆肥化後、肥料として草地で利用
糞尿は固液分離し、糞は堆肥化し販売及び肥料として草地で利用
尿はスラリー化し液肥として草地で利用
汚水等は全量、産業廃棄物処理業者へ処分を委託

（５）別紙３　汚水等の処理の方法（p32）

別紙３は、別紙２の「汚水等の量」の項に記載があり、その汚水等を処理する施設について記載する様式です。別紙２に記載された汚水等を全量、堆肥センターや産業廃棄物処理業者に委託して処理する場合は、別紙３の「工場又は事業上における施設番号」の欄に「汚水処理施設なし」を記載してください。

ア　工場又は事業場における施設番号

農場において、汚水等の処理施設を特定するために用いる名称を記載してください。

例）汚水処理施設、浄化槽、尿だめ

別紙２で汚水等の量の欄が「０」の場合

例）汚水処理施設なし

イ　処理施設の設置場所

「別添配置図のとおり」と記載してください。別紙１による配置図を添付している場合は、新たに配置図を作成する必要はありません。

ウ　設置年月日

水濁法第６条による届出の場合（新たに設置する場合は第５条による）に記載する場所なので、２重線で消してください。

エ　工事着手予定年月日

当該施設に係る工事着手予定年月日を記載してください。届出の日から６０日以後の日付としてください。６０日以前に工事着工を希望する場合は、この欄に６０日以後の予定日を記入し、別に「期間短縮願」を提出してください。

オ　工事完成予定年月日

当該施設に係る工事完成予定年月日を記載してください。

カ　使用開始予定年月日

当該施設に係る使用開始予定年月日を記載してください。

キ　種類及び型式

種類及び型式の項には、農林水産省生産局が発行する「草地開発整備事業計画設計基準（令和２年６月）第Ⅳ編第５章家畜排せつ物処理施設」を参考に、原理、特徴、用途等を考慮し次の区分に応じて記載してください。なお、市販品で名称等がある場合は、その名称等を記載しても構いません。

種類及び型式	処理の方式	
液肥化処理施設	貯留（尿だめ）	
	スラリーばっ気処理法	
	簡易ばっ気処理法	
汚水浄化処理施設	活性汚泥法	連続式
		回分式
	生物膜法	接触酸化法
		回転円板法
	その他	土壌を利用した方法
		高度処理法
		処理水を再利用する方法
メタン発酵処理施設	消化液を液肥利用するメタン発酵	
	消化液を浄化処理するメタン発酵	

ク　構造

木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造など、骨組または主体構造の種類を記載し、詳細は処理施設全体の縦、横、高さが分かる構造図面を添付してください。

汚水等の処理施設の構造を示す図面は、簡易な沈殿槽などは手書きで十分です。生物処理など高度な処理施設については、メーカーの設計図面、処理フローシート、設計計算書、仕様書などを添付するよう、お願いします。

ケ　主要寸法

「別添構造図面のとおり」と記載してください。

コ　能力

農場で発生する汚水等を処理できる、1 日あたりの最大量（㎥/日）を記載してください。

サ　処理の方式

キに記載する表から、処理の方式を記載してください。なお、これに該当しない場合は具体的な処理方法を記載してください。

シ　処理の系統

汚水等の処理施設にかかる、汚水の流入から排水までの処理の過程を別図でフローシートに示し添付してください。

ス　集水及び導水の方法

別紙１の配置図と同じもので構いません。このため、この欄には「別添配置図のとおり」と記載してください。

セ　使用時間間隔

「連続」、「断続」、「交互」等の別を記載してください。

ソ　１日当たりの使用時間

１日当たりの使用時間を記載してください。

例）活性汚泥法で連続式の場合　→「１日２４時間運転」

回分式の場合　→「１日２０時間運転４時間停止」

タ　使用の季節変動

畜産施設の場合、通常、通年使用ですので「なし」と記載してください。なお、季節限定で使用する処理施設の場合は「あり○月～○月」と記載してください。

チ　消耗資材の１日当たりの用途別使用量

処理施設において、消毒、中和、凝集沈殿、酸化その他の反応に供する薬品（消耗資材）の１日当たりの用途別使用量について記載してください。

ツ　汚水等の汚染状態及び量

適用される排水基準の項目について、処理施設から排出される汚水等の１日当たりの通常の量及び最大の量を処理前、処理後について記載してください。汚水量等について把握が困難な場合は、メーカーからの情報を想定で記載し、操業開始後の早い時期に変更届出を提出するようにしてください。

テ　残さの種類、１月間の種類別生成量及び処理方法

汚水等の処理によって生じる余剰汚泥などの残渣さについて、１ヶ月間に発生する量を種類別に記載するとともに、最終的な処分方法を記載してください。

ト　排出水の排出方法

排出口からの排出先について、具体的に排出口○番→△△川→□□川と記載してください。また、排出水の排出方法、排出口の位置、数及び排出先について図示してください。

なお、別紙１に添付する配置図に記載している場合は、「別添配置図のとおり」と記載してください。

ナ　その他参考となるべき事項

余剰汚泥や残渣が生じる場合は、処理の方法について記載してください。

例）余剰汚泥は堆肥舎にて堆肥化し肥料として草地へ散布

余剰汚泥は(株)○○に委託して産廃処分

（６）別紙４　排出水の汚染状態及び量（p33）

ア　工場又は事業場における施設番号

農場で各排水口を特定するために用いる名称を記載してください。雨水専用の排水口の場合は、その旨を記載してください。

例：排出口１、排出口２（雨水専用）

イ　排出水の汚染状態、排出水の量

各排出口における排出水の１日あたりの通常の量及び最大の量を記載してください。雨水専用の排水口の場合は、排出水の量の欄に「０」を記載してください。

種類・項目については、特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載することとされています。排水基準は、施設の設置年月日、日平均排水量、畜房の面積、指定地域（児島湖流域）であるかどうか等により異なります。適用される基準については、排水基準のページを参考にしてください。また、それ以外に汚染が想定される項目がある場合は、記載してください。

※別紙４に記載された、当該畜舎等の排出水に係る排水基準に定められた項目（県の上乗せ排水基準を含む）については、排出口ごとに１年に１回以上の測定と、記録を３年間保存する義務があります。

ウ　その他参考となるべき事項

雨水は排水量に含みませんが、雨水専用排水口があれば「雨水専用」等、その旨を記入してください。

雨水のみ排出する事業場については「雨水のみ排水」等を記載してください。

（７）別紙５　排出水の排水系統別の汚染状態及び量

別紙５は日平均排水量が５０㎥未満の場合は提出不要ですので、記載例も示していません。

（８）別紙６　用水及び排水の系統（p34）

ア　用水及び排水の系統

農場における用水及び排水の系統について、地下水、上水道、農業用水などの区分ごとに、各畜舎、排水処理施設、事務所等への用水の系統及びこれらの施設等から汚水等の処理施設、排水口までの排水系統をフローシートで図示してください。また、フロー図には用水、排水の量（㎥／日）を記載してください。

イ　用途別用水使用量

用途別に用水使用量（通常・最大）を記載してください。

（９）その他添付資料（p36,37）

ア　周辺見取図

県条例施行規則第 36 条により、周辺約２００ｍ以内の見取図を作成することとなっていますので、農場の位置、敷地境界、排水口の位置、排出先の周辺公共水域での流出経路が分かるように図示してください。

イ　特定施設及び汚水等処理施設の構造図

特定施設及び汚水等処理施設の構造を示す図面で、材料、能力、主要寸法などを記載した設計図面等を添付してください。設計図面については、可能な限り、矩計図（かなばかりず）を添付してください。

なお、簡単な構造のものは手書きの図面で十分です。また、設置する畜舎の床面積及び縦、横の寸法が異なっていても、矩計図において主に基礎や床等、構造が同じであるものは、○○牛舎と○○牛舎は同一構造と記載し、まとめていただいて構いません。

（１０）工事実施制限の期間短縮願（p38）

ア　工場又は事業場の名称

様式第１と対応させて記載してください。

イ　工場又は事業場の所在地

様式第１と対応させて記載してください。

ウ　特定施設の種類

様式第１と対応させて記載してください。

エ　届出工事着手予定年月日

届出書の工事着手予定年月日（提出する日から６０日間以後）を記載してください。

オ　工事着手希望年月日

期間を短縮して、実際に工事を着手したい年月日を記載してください。

ただし、岡山県の事務が必要なため、休日等を除いた１０日前までに提出してください。

カ　届出工事完成予定年月日

届出書の工事完成予定年月日を記載してください。

キ　短縮後工事完成予定年月日

本短縮願により期間短縮して、実際に着手したい年月日で工事を着手した場合に、工事が完成する予定の年月日を記載してください。

ク　届出使用開始予定年月日

届出書の使用開始予定年月日を記載してください。

ケ　使用開始年月日

本短縮願により期間短縮して、工事が実施され完成された後、使用開始する予定の年月日を記載してください。

コ　期間短縮を必要とする理由

工事の着手を早くしなければならない理由をできるだけ詳しく記載してください。単に、設置届出の提出が遅延したためによる理由では、期間の短縮は認めることはできません。

サ　記載責任者、所属、電話

本短縮願を記載する責任者の氏名を記載するとともに、会社等組織の場合は、所属欄に会社等の所属と日中に必ず繋がる電話番号を記載してください。個人の場合は、所属欄は記載不要ですが、電話番号欄には携帯等、日中に必ず繋がる電話番号を記載してください。

様式第１（第3条関係）

記入例

特定施設設置~~（使用，変更）~~届出書

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

岡山県知事
● ● ● ● 殿

届出者

住所 岡山県●●市●●町●丁目●●番地の●
氏名 株式会社● ● ● ●
代表取締役 ●● ●●
電話番号 086-〇〇〇-〇〇〇〇

水質汚濁防止法第５条第１項~~又は第２項（第６条第１項又は第２項，第７条）~~の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

	工場又は事業場の名称	●●養豚場	※整理番号	
	工場又は事業場の所在地	▲▲市▲▲町▲▲－▲	※受理年月日	
第５条第１項関係	特定施設の種類 有害物質使用特定施設の該当の有無	１の２ イ 豚房施設 有 □ 無 ☑	※施設番号	
	△特定施設の構造	別紙１のとおり。	※審査結果	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	~~別紙１の２のとおり。~~	※備　考	
	△特定施設の使用の方法	別紙２のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙３のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙４のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	~~別紙５のとおり。~~		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙６のとおり。		
第５条第２項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙７のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙８のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙９のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第１（裏面）

第５条第３項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	□　有害物質使用特定施設 □　有害物質貯蔵施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

備考

１　特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあっては、名称）を記載すること。
２　有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙１の２を提出することを要しない。
３　有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
４　△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
５　※印の欄には、記載しないこと。
６　排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
７　変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
８　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。
９　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

別　紙

届　出　事　項　内　容

事　業　場　名　　：株式会社　○　○　○　○

担 当 者 氏 名　　：生産事業部生産課　○○　○○

（電話）　（０８６）○○○－○○○○

届 出 の 概 要　　△△市△△町に養豚場を開設するにあたって、
特定施設を新規に設置する。

事　　項		添付の有無
特定施設の構造	別紙　1	(有)　：　無
特定施設の使用の方法	別紙　2	(有)　：　無
汚水等の処理の方法	別紙　3	(有)　：　無
排出水の汚染状態及び量	別紙　4	(有)　：　無
排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙　5	有　：　(無)
用水及び排水の系統	別紙　6	(有)　：　無
工程別排水系統図	添付資料	(有)　：　無
特定排出水、冷却水等の総括表	添付資料	(有)　：　無
特定事業場内排水系統図	添付資料	(有)　：　無
総量規制基準総括表　*総量規制基準適用事業場の場合は有に○*	*（添付資料）*	有　：　(無)
特定事業場の周辺見取図	添付資料	(有)　：　無
特定施設の構造図	添付資料	(有)　：　無
汚水処理施設の設計計算書	添付資料	有　：　(無)
汚水処理施設の構造図	添付資料	(有)　：　無
その他　（　　）		
（　　）		

委任状

私は、　▲▲　▲▲▲　を代理人として、次の権限を委任します。

水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）の規定に基づく諸届出に関する一切の権限

年　　月　　日

本社所在地　岡山県●●市●●町●丁目●●番地の●

名　　称　株式会社●　●　●　●

代表者氏名　代表取締役　●●　●●

別紙1

記入例

特 定 施 設 の 構 造

工場又は事業場における施設番号	肥育豚舎１、２	繁殖豚舎
特定施設号番号及び名称	１の２　イ　豚房施設	１の２　イ　豚房施設
型　　式	すのこ式（糞尿分離式）	すのこ式（糞尿分離式）
構　　造	鉄骨造	鉄骨造
主　要　寸　法	縦●●m×横●●m=●, ●●●㎡ 畜房の合計面積▲, ▲▲▲㎡ ２棟の畜房の合計面積■, ■■■㎡	縦●●m×横●●m=●, ●●●㎡ 畜房の合計面積▲, ▲▲▲㎡
能　　力	１棟：肥育豚２５０頭 ２棟の合計：肥育豚５００頭	繁殖母豚７０頭
配　　置	別添配置図のとおり	別添配置図のとおり
設置年月日	~~令和　年　月　日~~	~~令和　年　月　日~~
工事着手予定年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日	令和 ● 年 ● 月 ● 日
工事完成予定年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日	令和 ● 年 ● 月 ● 日
使用開始予定年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日	令和 ● 年 ● 月 ● 日
その他参考となるべき事項	同型の豚舎２棟	

備考

1　配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
2　その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

別紙2

記入例

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		肥育豚舎１、２		繁殖豚舎	
特定施設号番号及び名称		１の２　イ　豚房施設		１の２　イ　豚房施設	
設置場所		別添配置図のとおり		別添配置図のとおり	
操業の系統		別添操業の系統図のとおり		別添操業の系統図のとおり	
使用時間間隔		通年使用		通年使用	
１日当たりの使用時間		２４時間		２４時間	
使用の季節的変動		なし		なし	
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び１日当たりの使用量		配合飼料　〇〇ｋｇ おが粉　〇〇〇㎥ 洗浄・飲用水　〇〇㎥		配合飼料　〇〇ｋｇ おが粉　〇〇〇㎥ 洗浄・飲用水　〇〇㎥	
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	ｐＨ	7.4	8.4		
	ＢＯＤ（mg/L）	5,000	5,600		
	ＣＯＤ（mg/L）	2,500	2,800		
	ＳＳ（mg/L）	7,000	6,800		
	硝酸性窒素等（mg/L）	500	540		
汚水等の量（㎥／日）		通常	最大	通常	最大
		6	7.3	1.8	2.2
その他参考となるべき事項		12L/頭・日×500頭 ＝6,000L/日＝6㎥/日		（肥育豚への換算） 繁殖豚60頭＝120頭 哺乳中繁殖豚10頭=30頭 排水量：12L/頭・日×(120+30)頭=1,800L/日	

60ｇ/頭・日÷12L/頭・日
＝5ｇ/L＝5,000mg/L

左の種類・項目は指定地域（児島湖流域）以外に係る排水基準が定められた例です。施設を設置しようとする地域や排水量を確認し種類、項目を記載してくださ

備考　汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙3

記入例

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号		汚水処理施設							
処理施設の設置場所		別添配置図のとおり							
設置年月日		~~令和　年　月　日~~				令和　年　月　日			
工事着手予定年月日		令和　○　年　○　月　○○　日				令和　年　月　日			
工事完成予定年月日		令和　○　年　○　月　○○　日				令和　年　月　日			
使用開始予定年月日		令和　○　年　○　月　○○　日				令和　年　月　日			
種類及び型式		汚水浄化処理施設							
構造		鉄筋コンクリート造							
主要寸法		別添構造図面のとおり							
能力		15㎥/日 ← 汚水の１日あたりの処理能力を記載							
処理の方式		活性汚泥法（連続式）							
処理の系統		処理の系統図のとおり							
集水及び導水の方法		別添配置図のとおり							
使用時間間隔		連続							
１日当たりの使用時間		１日２４時間運転							
使用の季節変動		なし							
消耗資材の１日当たりの用途別使用量		消毒剤○ｋｇ							
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	ｐＨ	7.4	7.2	8.4	7.5				
	ＢＯＤ（mg/L）	5,000	66	5,600	75				
	ＣＯＤ（mg/L）	2,500	33	2,800	38				
	ＳＳ（mg/L）	7,000	93	6,800	91				
	硝酸性窒素等（mg/L）	500	80	540	90				
	量（㎥/日）	9.2	18.4	11.2	22.4				
残さの種類、１月間の種類別生成量及び処理方法		余剰汚泥（脱水）○○ｋｇ/月 産廃業者に処分委託							
排出水の排出方法		排出口No1→側溝→○○川 位置は別添配置図のとおり							
その他参考となるべき事項		余剰汚泥（脱水）は(株)○○○○に全量委託して産業廃棄物として処分する。							

（処理後BOD量）
5,000mg×豚舎排水9㎥×振動篩のBOD除去率10%×活性汚泥処理のBOD除去率97%
＝1,215,000mg
（処理後BOD濃度）
1,215mg÷処理後排水量18.4㎥/日
=66mg/L

備考　１　汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
　　２　排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

別紙４

記入例

排出水の汚染状態及び量

別紙３の汚水等が通常の量の場合における処理後の汚染状態

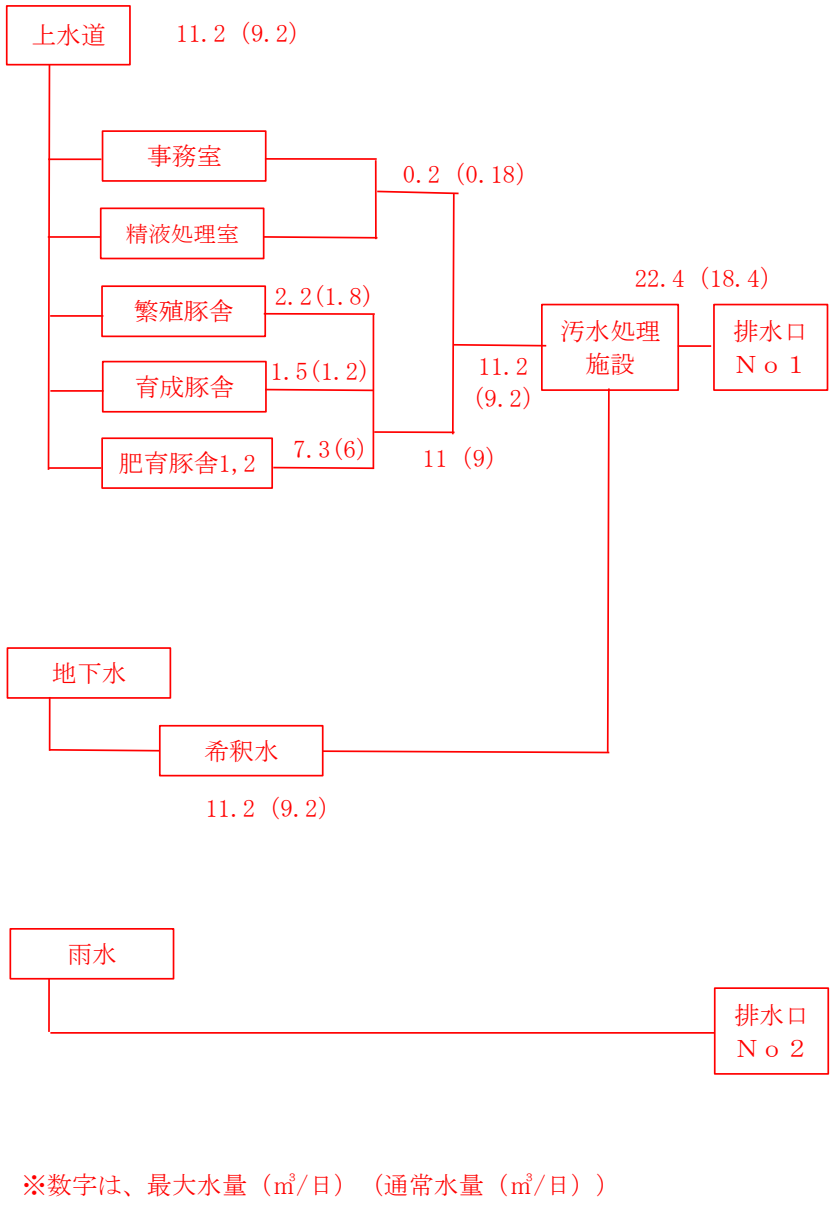
別紙３の汚水等が最大の量の場合における処理後の汚染状態

排出口名称（番号）		排水口Ｎｏ１		排水口Ｎｏ２（雨水）	
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	ｐＨ	7.2	7.5		
	ＢＯＤ（mg/L）	66	75		
	ＣＯＤ（mg/L）	33	38		
	ＳＳ（mg/L）	93	91		
	硝酸性窒素等（mg/L）	80	90		
排出水の量（㎥／日）		通常	最大	通常	最大
		18.4	22.4	0	
その他参考となるべき事項				雨水専用	

備考　排出水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

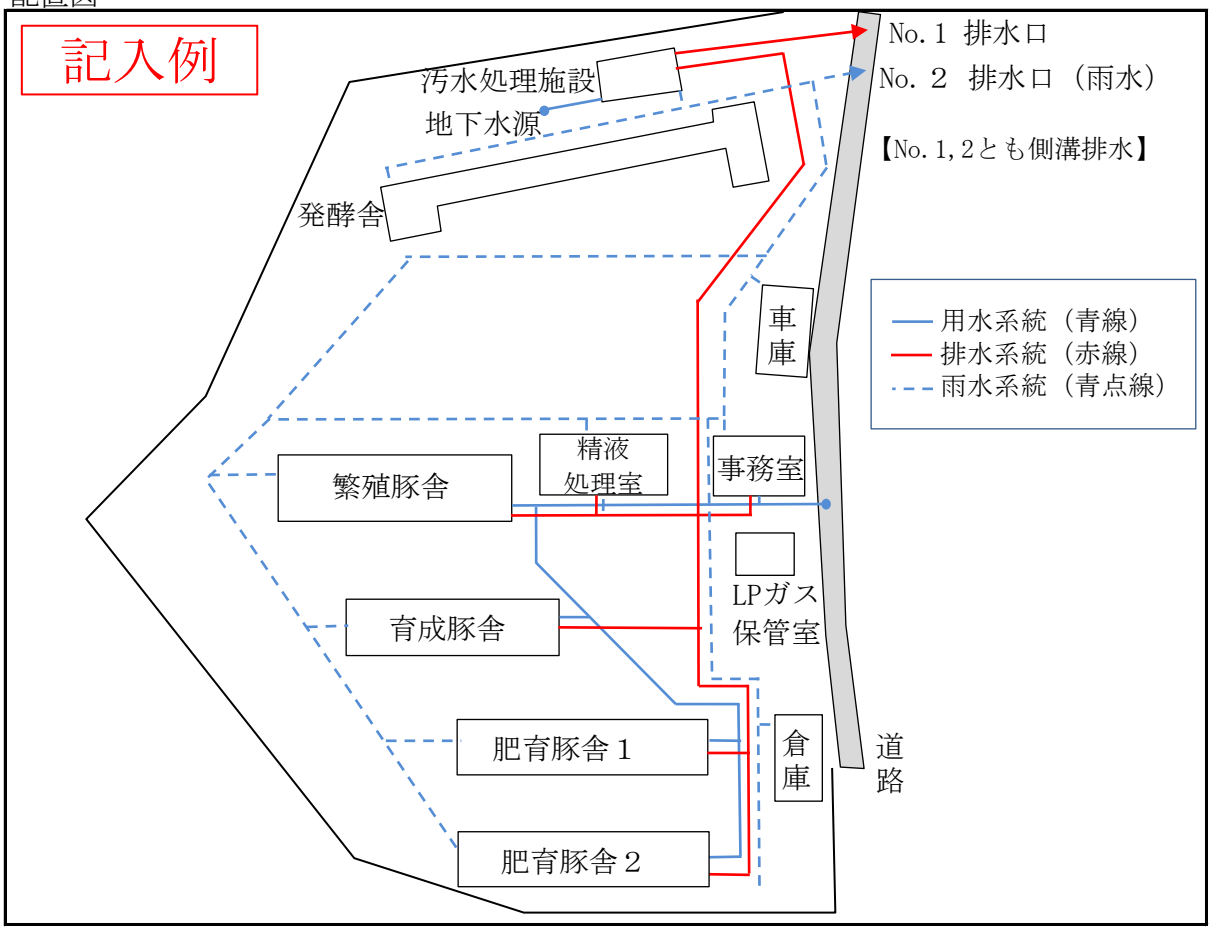
別紙6

用水及び排水の系統

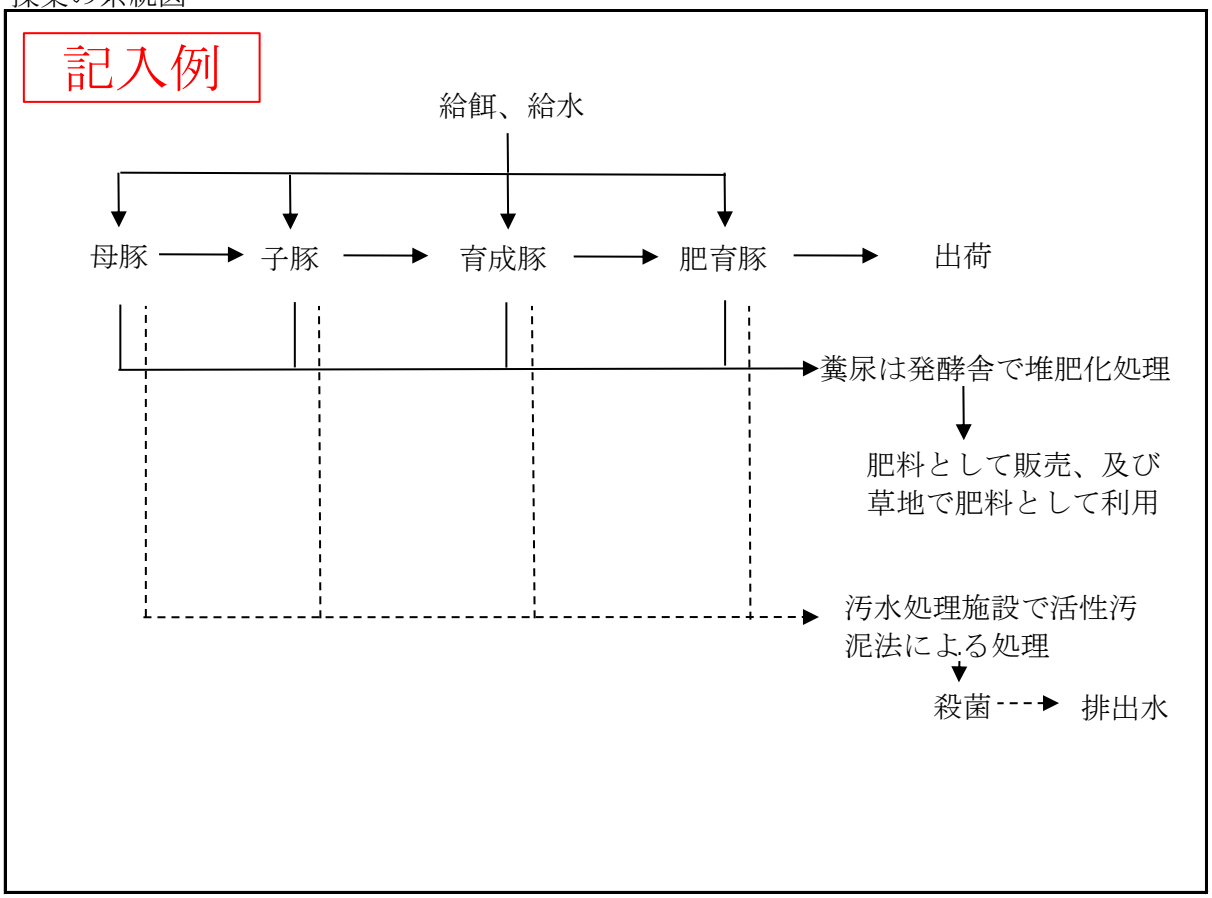
用水及び排水の系統	

	用途	使用水	用水使用量（㎥／日）
用途別用水使用量	事務所、精液処理室	上水道	0.2(0.18)
	豚飲用、洗浄水	上水道	11.0(9.0)
	希釈水	地下水	11.2(9.2)

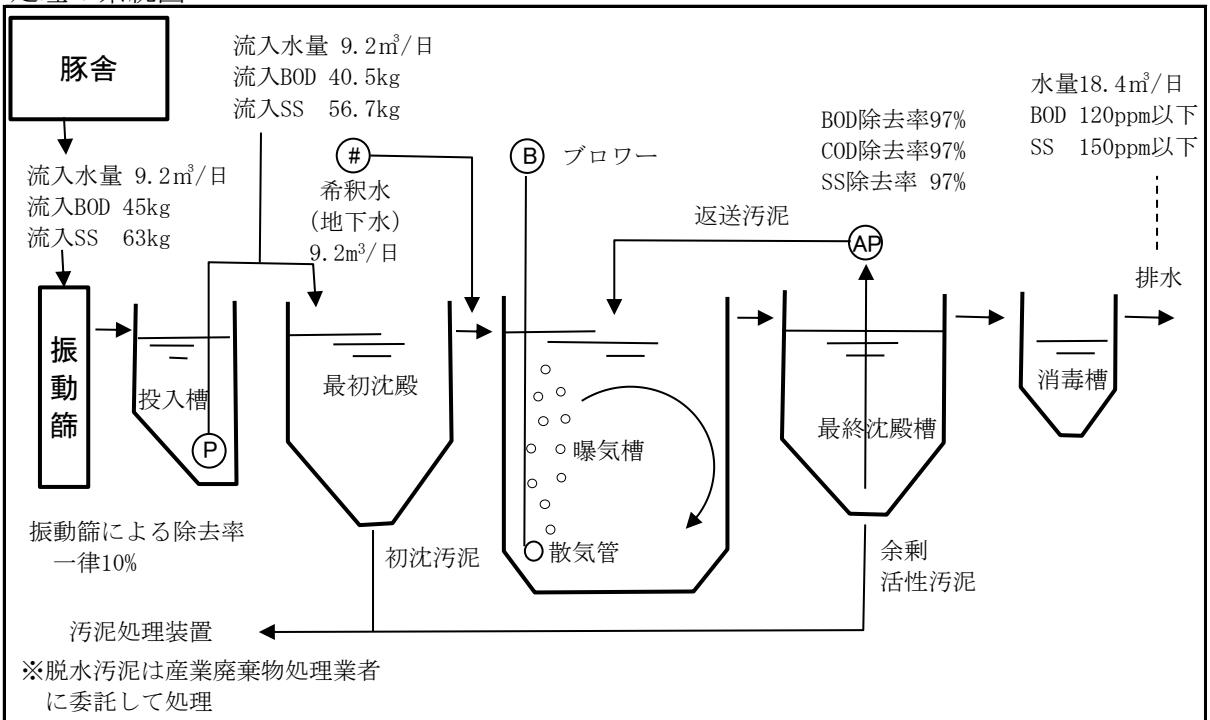
配置図


記入例
No. 1 排水口
No. 2 排水口（雨水）
【No. 1, 2とも側溝排水】
汚水処理施設
地下水源
発酵舎
車庫
用水系統（青線）
排水系統（赤線）
雨水系統（青点線）
精液処理室
繁殖豚舎
事務室
LPガス保管室
育成豚舎
肥育豚舎１
倉庫
道路
肥育豚舎２

操業の系統図

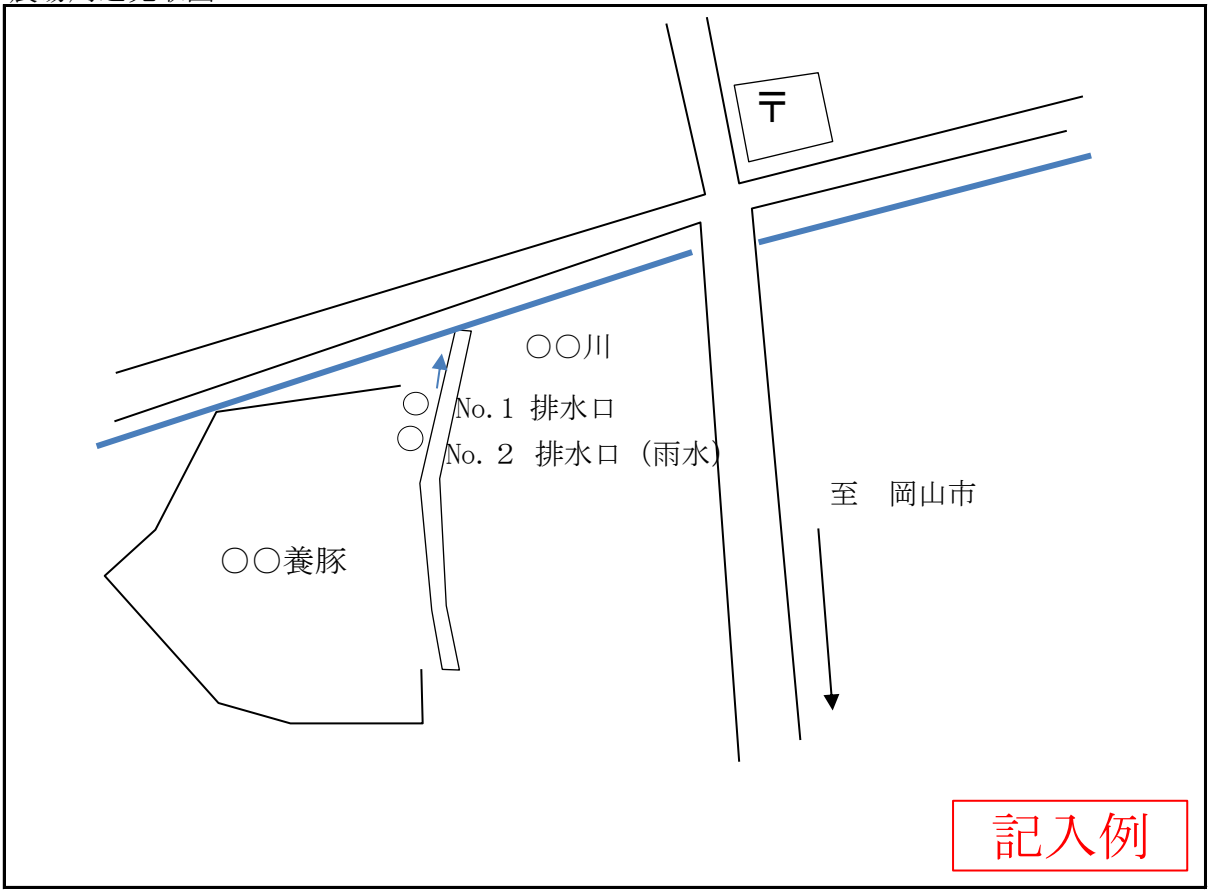

記入例
給餌、給水
母豚
子豚
育成豚
肥育豚
出荷
糞尿は発酵舎で堆肥化処理
肥料として販売、及び
草地で肥料として利用
汚水処理施設で活性汚泥法による処理
殺菌
排出水

処理の系統図



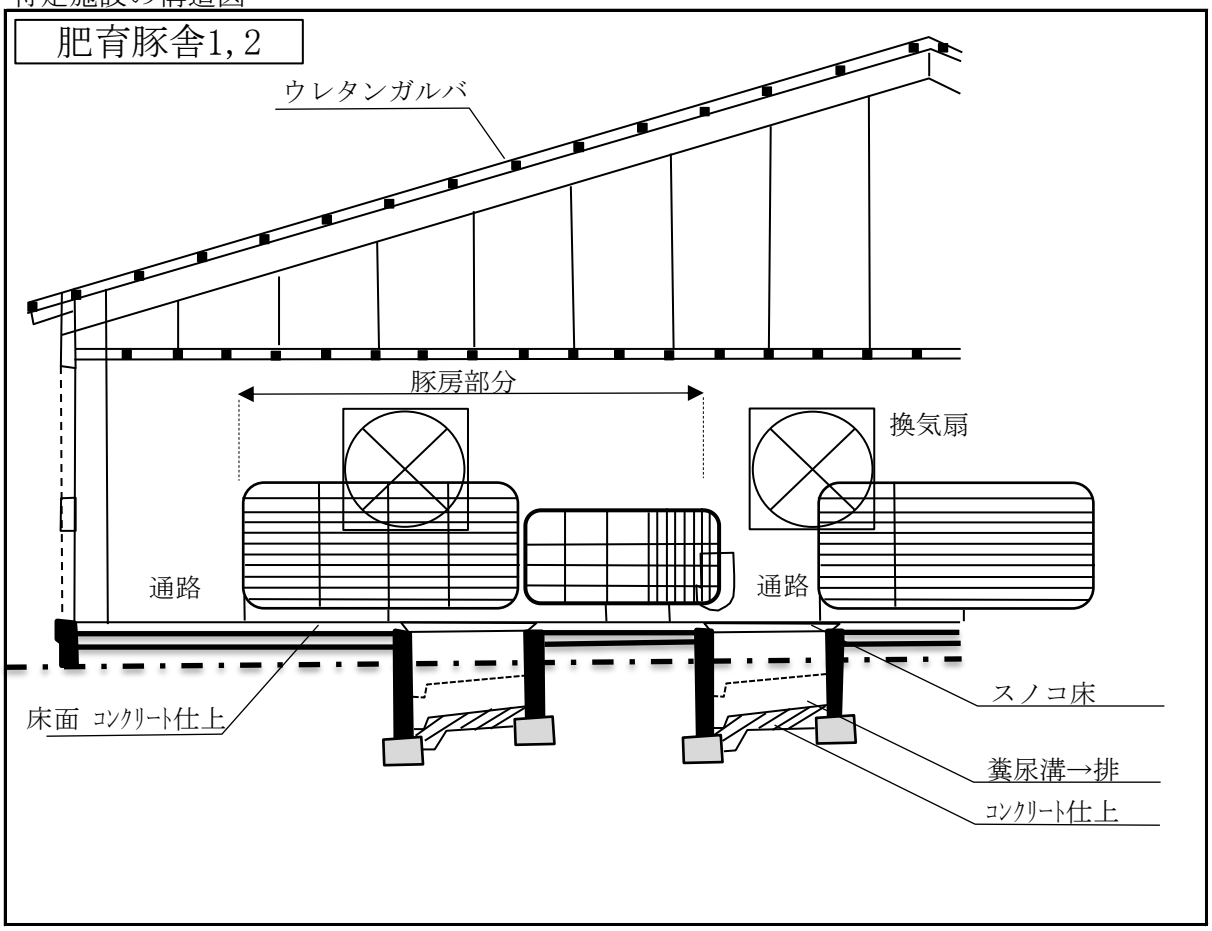
記入例

農場周辺見取図



記入例

特定施設の構造図



汚水処理施設の構造図

設計業者から示された縦、横、高さが分かる構造図面を添付してください。

工事実施制限の期間短縮願

令和　　年　　月　　日

岡山県知事
○　○　○　○　　殿

届出者　岡山県●●市●●町●丁目●●番地の●
株式会社●　●　●　●
代表取締役　●●　●●

水質汚濁防止法第9条第2項（岡山県環境への負荷低減に関する条例第58条第１項）に基づき、工事実施制限の期間を下記により短縮くださるようお願いします。

工場又は事業場の名称	●●養豚場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	▲▲市▲▲町▲▲－▲	※受理年月日	
特定施設の種類		※施設番号	

届出工事着手予定年月日	年　月　日	工事着手希望年月日	年　月　日
届出工事完成予定年月日	年　月　日	短縮後工事完成年月日	年　月　日
届出使用開始予定年月日	年　月　日	使用開始年月日	年　月　日
期間短縮を必要とする理由			

記載責任者	所属		電話	

※判定 適・否	

第５　特定施設の構造等変更届

〔法〕(特定施設等の構造等の変更の届出)
第７条　第５条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第５条第１項第４号から第９号までに掲げる事項、同条第２項第４号から第８号までに掲げる事項又は同条第３項第３号から第６号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

次の届出事項を変更しようとする場合は、工事着手の 60 日前までに届け出る必要があります。

・特定施設の構造又は使用の方法（別紙１、２に記載している内容）
・特定施設の汚水等の処理の方法（別紙３に記載している内容）
・特定施設の排出水の汚染状態及び量（別紙４に記載している内容）
・特定施設の用水及び排水の系統（別紙６に記載している内容））

ア　様式第１

第４特定施設設置届出を参考に、同様に記載してください。

なお、変更に係る水濁法は第７条によります。他の条項は２重線で消してください。

イ　別紙

変更の内容が明確となるよう記載し、添付する書類に○を付けてください。

ウ　変更説明書

岡山県では、施設等変更について、その内容が分かるように〔変更説明書〕の添付するようにしています。設置届出から変更する目的、変更の内容を簡潔に記載してください。変更内容は、変更前と変更後で対比させて記載してください。

エ　別紙１　（特定施設の構造）

変更箇所に係る「変更前の用紙」と「変更後の用紙」を添付してください。

変更前の用紙のうち「設置年月日」については、施設の設置を実際に着工した日時となります。

また、変更後の用紙は、既設・新設・撤去等が分かるように記載してください。

オ　別紙２（特定施設の使用の方法）

変更箇所に係る「変更前の用紙」と「変更後の用紙」を添付してください。

変更後の用紙は、既設・新設・撤去等が分かるように記載してください。

カ　別紙３　汚水等の処理の方法

変更箇所に係る「変更前の用紙」と「変更後の用紙」を添付してください。設置届出において、「処理の系統」や「集水及び導水の方法」など、添付資料のみが変更となる場合は、別紙３は不要ですが、変更内容が分かる資料を添付してください。

キ　別紙４　排出水の汚染状態及び量

変更箇所に係る変更前の用紙と変更後の用紙を添付してください。

ク　別紙６　用水及び排水の系統

変更箇所に係る変更前の用紙と変更後の用紙を添付してください。変更後の用紙には、変更部分を赤字で記載してください。また、最大水量（㎥／日）、通常水量（㎥／日）に係る数字は、変更前と変更後を２段書きとしてください。

様式第１（第３条関係）

記入例

特定施設設置（~~使用~~，変更）届出書

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

岡山県知事
● ● ● ● 殿

届出者

住所 岡山県●●市●●町●丁目●●番地の●
氏名 株式会社● ● ● ●
代表取締役 ●● ●●
電話番号 086-○○○-○○○○

水質汚濁防止法~~第５条第１項又は第２項（第６条第１項又は第２項~~，第７条）の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		●●養豚場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		▲▲市▲▲町▲▲－▲	※受理年月日	
第５条第１項関係	特定施設の種類 有害物質使用特定施設の該当の有無	１の２ イ 豚房施設 有 □ 無 ☑	※施設番号	
	△特定施設の構造	別紙１のとおり。	※審査結果	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	~~別紙１の２のとおり。~~	※備 考	
	△特定施設の使用の方法	別紙２のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙３のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙４のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	~~別紙５のとおり。~~		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙６のとおり。		
第５条第２項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙７のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙８のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙９のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第１（裏面）

第５条第３項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	□　有害物質使用特定施設 □　有害物質貯蔵施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

備考

１　特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあっては、名称）を記載すること。
２　有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙１の２を提出することを要しない。
３　有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
４　△印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
５　※印の欄には、記載しないこと。
６　排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
７　変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
８　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。
９　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

別　紙

届　出　事　項　内　容

事　業　場　名　　：株式会社　○　○　○　○

担 当 者 氏 名　　：生産事業部生産課　○○　○○

（電話）　（０８６）○○○－○○○○

届 出 の 概 要　　肥育豚舎を新たに１頭増築する。
汚水処理施設に凝集剤添加装置と固液分離機を新設する

事　　項		添付の有無
特定施設の構造	別紙　1	(有)　：　無
特定施設の使用の方法	別紙　2	(有)　：　無
汚水等の処理の方法	別紙　3	(有)　：　無
排出水の汚染状態及び量	別紙　4	(有)　：　無
排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙　5	有　：　(無)
用水及び排水の系統	別紙　6	(有)　：　無
工程別排水系統図	添付資料	(有)　：　無
特定排出水、冷却水等の総括表	添付資料	有　：　(無)
特定事業場内排水系統図	添付資料	(有)　：　無
総量規制基準総括表　*総量規制基準適用事業場の場合は有に○*	*（添付資料）*	有　：　(無)
特定事業場の周辺見取図	添付資料	有　：　(無)
特定施設の構造図	添付資料	(有)　：　無
汚水処理施設の設計計算書	添付資料	有　：　(無)
汚水処理施設の構造図	添付資料	有　：　(無)
その他　（　　）		
（　　）		

添付のないものは、前回の届出（令和○○年○月○日付け）と同じである。

変更説明書

<table>
<tr><td>変更の目的</td><td>1　肥育豚舎を増築する。
2　汚水処理施設の改善を行い、排出水の水質向上を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更の内容</td><td>該当する項に○
○　特定施設の構造の変更（別紙１に記載している内容）
○　特定施設の使用の方法の変更（別紙２に記載している内容）
○　汚水等の処理の方法の変更（別紙３に記載している内容）
○　排出水の汚染状態及び量の変更（別紙４に記載している内容）
○　用水及び排水の系統（別紙６に記載している内容））</td></tr>
<tr><td>1　肥育豚舎を１棟増築。これに伴う原材料、汚水量等が増加。
汚水量　9.2㎥／日（変更前）　→　12.2㎥／日（変更後）
2　汚水処理施設にスクリーンの設置
振動篩の後に凝集剤添加装置と固液分離機を設置
（変更前）
汚水→振動篩→投入槽→最初沈殿槽→曝気槽→最終沈殿槽→消毒槽→放流
（変更後）
汚水→振動篩→凝集剤添加装置（新設）→固液分離機(新設)→投入槽→最初沈殿槽→曝気槽
→最終沈殿槽→消毒槽→放流</td></tr>
<tr><td>その他特記事項</td><td></td></tr>
</table>

別紙1

変更後

特 定 施 設 の 構 造

工場又は事業場における施設番号	肥育豚舎１、２、３	繁殖豚舎
特定施設号番号及び名称	１の２　イ　豚房施設	１の２　イ　豚房施設
型　　式	すのこ式（糞尿分離式）	すのこ式（糞尿分離式）
構　　造	鉄骨造	鉄骨造
主　要　寸　法	縦●●m×横●●m=●, ●●●㎡ 畜房の合計面積▲, ▲▲▲㎡ ３棟の畜房の合計面積■, ■■■㎡	縦●●m×横●●m=●, ●●●㎡ 畜房の合計面積▲, ▲▲▲㎡
能　　力	１棟：肥育豚２５０頭 ３棟の合計：肥育豚７５０頭	繁殖母豚７０頭
配　　置	別添配置図のとおり	別添配置図のとおり
設置年月日	~~令和　年　月　日~~	令和　○　年　○　月　○　日
工事着手予定年月日	令和　●　年　●　月　●　日	施設の着工日を記載してくださ
工事完成予定年月日	令和　●　年　●　月　●　日	令和　年　月　日
使用開始予定年月日	令和　●　年　●　月　●　日	令和　年　月　日
その他参考となるべき事項	同型の豚舎３棟 既設（肥育豚舎１、肥育豚舎２） 新設（肥育豚舎３）	

備考

1　配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
2　その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

別紙1

変更前

特 定 施 設 の 構 造

工場又は事業場における施設番号	肥育豚舎１、２	繁殖豚舎
特定施設号番号及び名称	１の２　イ　豚房施設	１の２　イ　豚房施設
型　　式	すのこ式（糞尿分離式）	すのこ式（糞尿分離式）
構　　造	鉄骨造	鉄骨造
主　要　寸　法	縦●●m×横●●m=●, ●●●㎡ 畜房の合計面積▲, ▲▲▲㎡ ２棟の畜房の合計面積■, ■■■㎡	縦●●m×横●●m=●, ●●●㎡ 畜房の合計面積▲, ▲▲▲㎡
能　　力	１棟：肥育豚２５０頭 ２棟の合計：肥育豚５００頭	繁殖母豚７０頭
配　　置	別添配置図のとおり	別添配置図のとおり
設置年月日	~~令和　年　月　日~~	~~令和　年　月　日~~
工事着手予定年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日	令和 ● 年 ● 月 ● 日
工事完成予定年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日	令和 ● 年 ● 月 ● 日
使用開始予定年月日	令和 ● 年 ● 月 ● 日	令和 ● 年 ● 月 ● 日
その他参考となるべき事項	同型の豚舎２棟	

備考

1　配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
2　その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

別紙2

変更後

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		肥育豚舎１、２、３		繁殖豚舎	
特定施設号番号及び名称		１の２　イ　豚房施設		１の２　イ　豚房施設	
設置場所		別添配置図のとおり		別添配置図のとおり	
操業の系統		別添操業の系統図のとおり		別添操業の系統図のとおり	
使用時間間隔		通年使用		通年使用	
１日当たりの使用時間		２４時間		２４時間	
使用の季節的変動		なし		なし	
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び１日当たりの使用量		配合飼料　〇〇ｋｇ おが粉　〇〇〇㎥ 洗浄・飲用水　〇〇㎥		配合飼料　〇〇ｋｇ おが粉　〇〇〇㎥ 洗浄・飲用水　〇〇㎥	
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	ｐＨ	7.4	8.4		
	ＢＯＤ（mg/L）	5,000	5,600		
	ＣＯＤ（mg/L）	2,500	2,800		
	ＳＳ（mg/L）	7,000	6,800		
	硝酸性窒素等（mg/L）	500	540		
汚水等の量（㎥／日）		通常	最大	通常	最大
		9	11	1.8	2.2
その他参考となるべき事項		既設（肥育豚舎１、肥育豚舎２） 新設（肥育豚舎３）		既設	

60ｇ/頭・日÷12L/頭・日＝5ｇ/L＝5,000mg/L

左の種類・項目は指定地域（児島湖流域）以外に係る排水基準が定められた例です。施設を設置しようとする地域や排水量を確認し種類、項目を記載してください。

12L/頭・日×750頭（250頭増）＝9,000L＝9㎥

備考　汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙2

変更前

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		肥育豚舎１、２		繁殖豚舎	
特定施設号番号及び名称		１の２　イ　豚房施設		１の２　イ　豚房施設	
設置場所		別添配置図のとおり		別添配置図のとおり	
操業の系統		別添操業の系統図のとおり		別添操業の系統図のとおり	
使用時間間隔		通年使用		通年使用	
１日当たりの使用時間		２４時間		２４時間	
使用の季節的変動		なし		なし	
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び１日当たりの使用量		配合飼料　〇〇ｋｇ おが粉　〇〇〇㎥ 洗浄・飲用水　〇〇㎥		配合飼料　〇〇ｋｇ おが粉　〇〇〇㎥ 洗浄・飲用水　〇〇㎥	
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	ｐＨ	7.4	8.4		
	ＢＯＤ（mg/L）	5,000	5,600		
	ＣＯＤ（mg/L）	2,500	2,800		
	ＳＳ（mg/L）	7,000	6,800		
	硝酸性窒素等（mg/L）	500	540		
汚水等の量（㎥／日）		通常	最大	通常	最大
		6	7.3	1.8	2.2
その他参考となるべき事項					

備考　汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙3

変更後

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号		汚水処理施設							
処理施設の設置場所		別添配置図のとおり							
設置年月日		~~令和　年　月　日~~				令和　年　月　日			
工事着手予定年月日		令和　○　年　○　月　○○　日				令和　年　月　日			
工事完成予定年月日		令和　○　年　○　月　○○　日				令和　年　月　日			
使用開始予定年月日		令和　○　年　○　月　○○　日				令和　年　月　日			
種類及び型式		汚水浄化処理施設							
構造		鉄筋コンクリート造							
主要寸法		別添構造図面のとおり							
能力		15㎥/日							
処理の方式		活性汚泥法（連続式）							
処理の系統		処理の系統図のとおり							
集水及び導水の方法		別添配置図のとおり							
使用時間間隔		連続							
１日当たりの使用時間		１日２４時間運転							
使用の季節変動		なし							
消耗資材の１日当たりの用途別使用量		消毒剤○ｋｇ、凝集材○kg							
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	ｐＨ	7.4	7.2	8.4	7.5				
	ＢＯＤ（mg/L）	5,000	59	5,600	67				
	ＣＯＤ（mg/L）	2,500	30	2,800	34				
	ＳＳ（mg/L）	7,000	13	6,800	13				
	硝酸性窒素等（mg/L）	500	60	540	80				
	量（㎥/日）	12.2	25.4	14.9	30.8				
残さの種類、１月間の種類別生成量及び処理方法		余剰汚泥（脱水）○○ｋｇ/月 産廃業者に処分委託							
排出水の排出方法		排出口No1→側溝→○○川 位置は別添配置図のとおり							
その他参考となるべき事項		余剰汚泥（脱水）は(株)○○○○に全量委託して産業廃棄物として処分する。							

（処理後BOD量）
5,000mg×豚舎排水12㎥×振動篩のBOD除去率10%×凝集分離の除去率7.4%×活性汚泥処理のBOD除去率97%
＝1,500,100mg
（処理後BOD濃度）
1,500,100mg÷処理後排水量25.4㎥/日
=59mg/L

備考　１　汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
　　２　排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

別紙3

変更前

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号		汚水処理施設							
処理施設の設置場所		別添配置図のとおり							
設置年月日		~~令和　年　月　日~~				令和　年　月　日			
工事着手予定年月日		令和　○　年　○　月　○○　日				令和　年　月　日			
工事完成予定年月日		令和　○　年　○　月　○○　日				令和　年　月　日			
使用開始予定年月日		令和　○　年　○　月　○○　日				令和　年　月　日			
種類及び型式		汚水浄化処理施設							
構造		鉄筋コンクリート造							
主要寸法		別添構造図面のとおり							
能力		15㎥/日							
処理の方式		活性汚泥法（連続式）							
処理の系統		処理の系統図のとおり							
集水及び導水の方法		別添配置図のとおり							
使用時間間隔		連続							
１日当たりの使用時間		１日２４時間運転							
使用の季節変動		なし							
消耗資材の１日当たりの用途別使用量		消毒剤○ｋｇ							
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	ｐＨ	7.4	7.2	8.4	7.5				
	ＢＯＤ（mg/L）	5,000	66	5,600	75				
	ＣＯＤ（mg/L）	2,500	33	2,800	38				
	ＳＳ（mg/L）	7,000	93	6,800	91				
	硝酸性窒素等（mg/L）	500	80	540	90				
	量（㎥/日）	9.2	18.4	11.2	22.4				
残さの種類、１月間の種類別生成量及び処理方法		余剰汚泥（脱水）○○ｋｇ/月 産廃業者に処分委託							
排出水の排出方法		排出口No1→側溝→○○川 位置は別添配置図のとおり							
その他参考となるべき事項		余剰汚泥（脱水）は(株)○○○○に全量委託して産業廃棄物として処分する。							

備考　１　汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

　　２　排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

別紙４

変更後

排出水の汚染状態及び量

別紙３の汚水等が通常の量の場合

別紙３の汚水等が最大の量の場合

排出口名称（番号）		排水口Ｎｏ１		排水口Ｎｏ２（雨水）	
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	ｐＨ	7.2	7.5		
	ＢＯＤ（mg/L）	59	67		
	ＣＯＤ（mg/L）	30	34		
	ＳＳ（mg/L）	13	13		
	硝酸性窒素等（mg/L）	60	80		
排出水の量（㎥／日）		通常	最大	通常	最大
		25.4	30.8	0	
その他参考となるべき事項				雨水専用	

備考　排出水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙4

変更前

排出水の汚染状態及び量

排出口名称（番号）		排水口Ｎｏ１		排水口Ｎｏ２（雨水）	
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	ｐＨ	7.2	7.5		
	ＢＯＤ（mg/L）	66	75		
	ＣＯＤ（mg/L）	33	38		
	ＳＳ（mg/L）	93	91		
	硝酸性窒素等（mg/L）	80	90		
排出水の量（㎥／日）		通常	最大	通常	最大
		18.4	22.4	0	
その他参考となるべき事項				雨水専用	

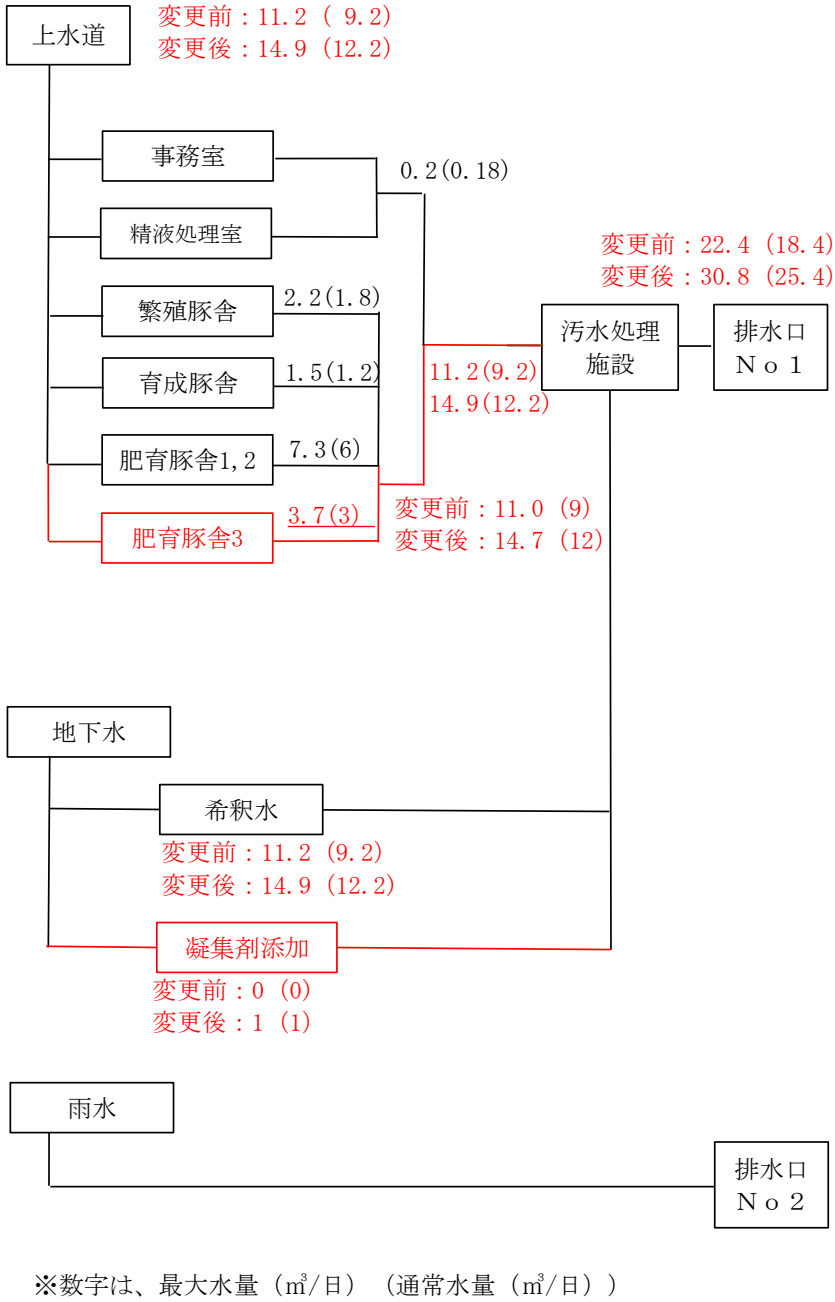
備考　排出水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙6

変更後

用水及び排水の系統

用水及び排水の系統



※数字は、最大水量（㎥/日）（通常水量（㎥/日））

用　途　別
用水使用量

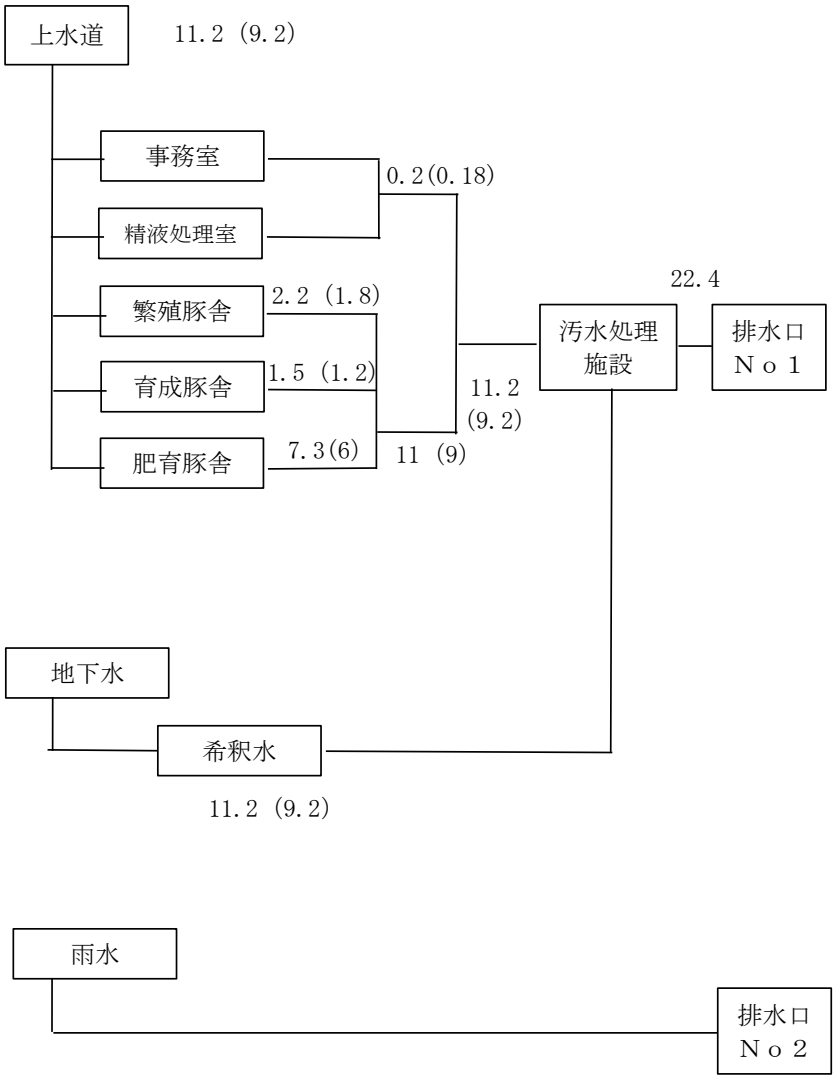
用途	使用水	用水使用量（㎥／日）
事務所、精液処理室	上水道	0.2(0.18)
豚飲用、洗浄水	上水道	14.7（12）
希釈水	地下水	14.9（12.2）
凝集剤添加水	地下水	1（1）

別紙6

変更前

用水及び排水の系統

用水及び排水の系統

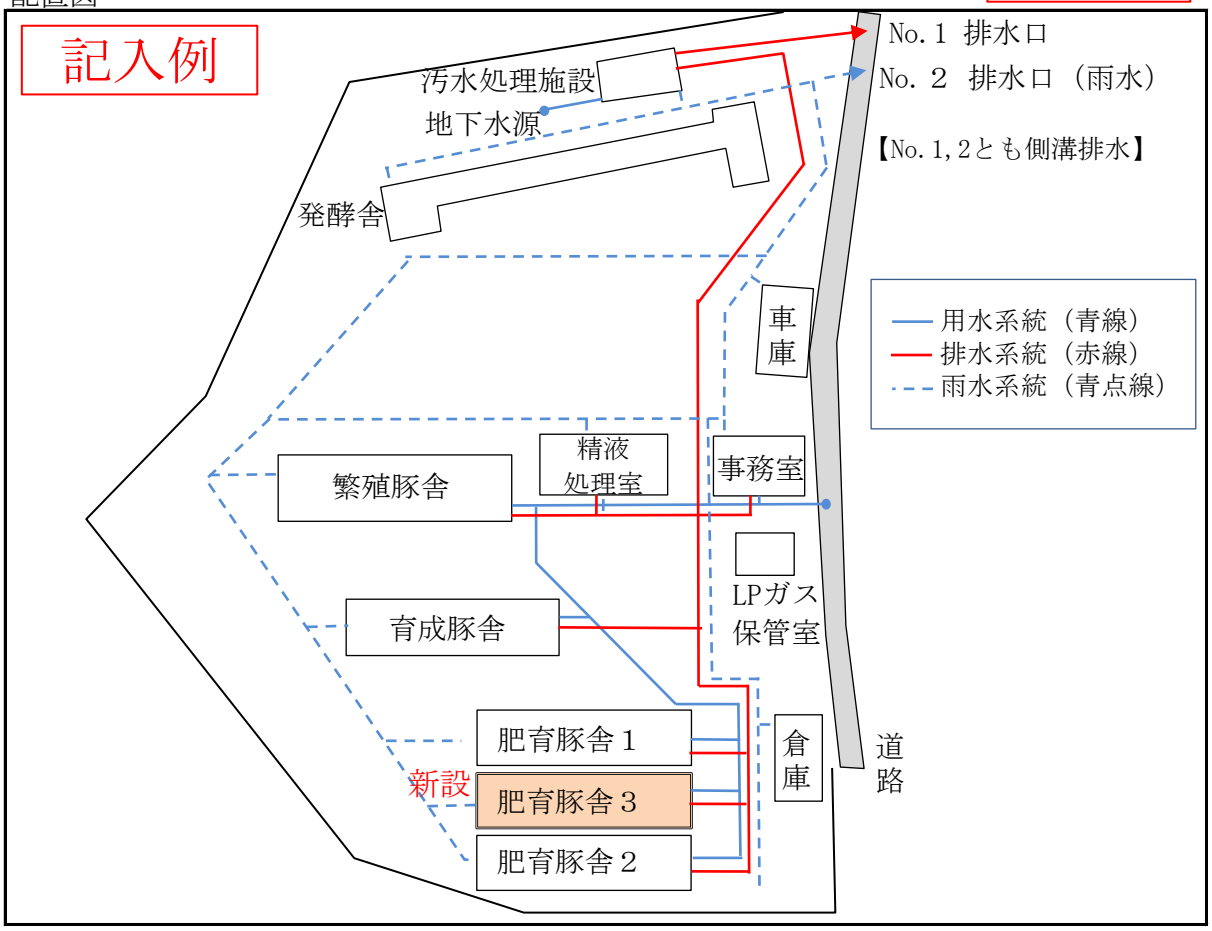


用途別用水使用量

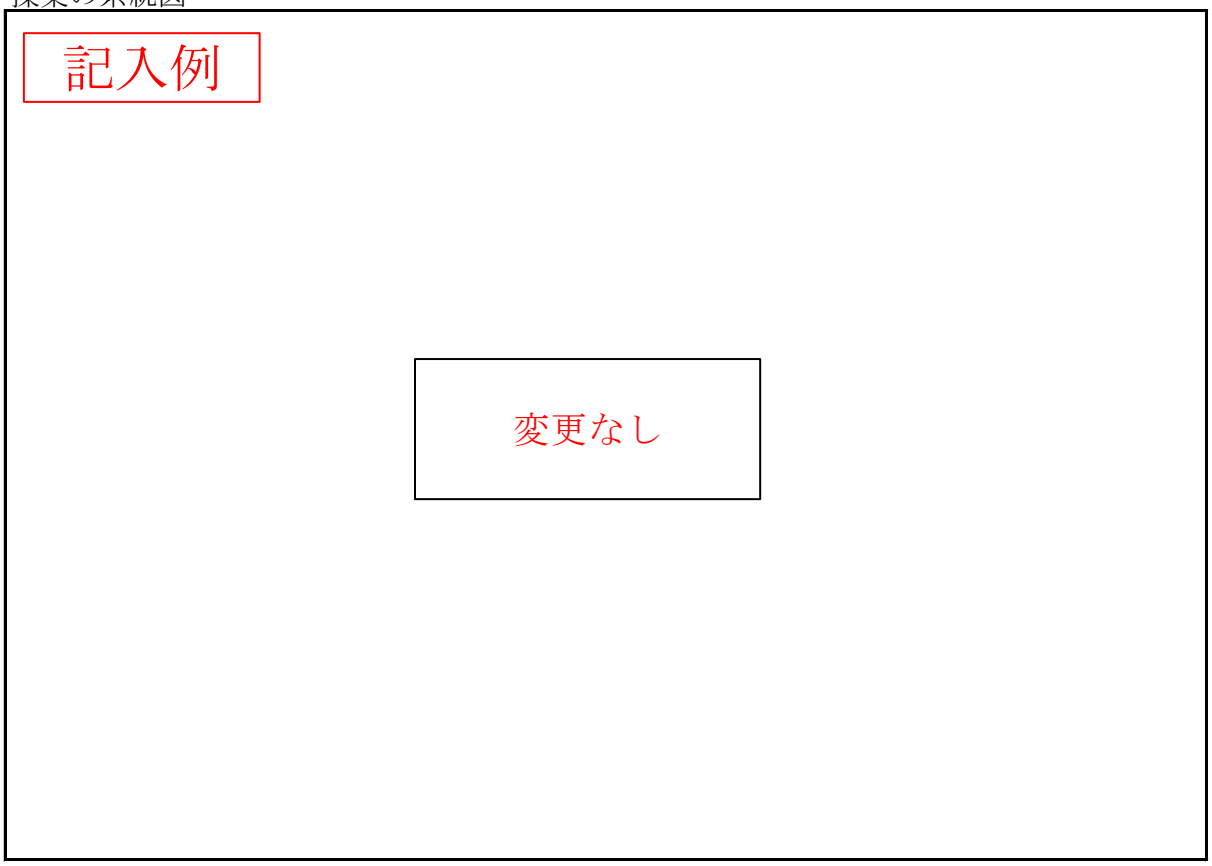
用途	使用水	用水使用量（㎥／日）
事務所、精液処理室	上水道	0.2(0.18)
豚飲用、洗浄水	上水道	11.2(9.2)
希釈水	地下水	11.2(9.2)

配置図

変更後

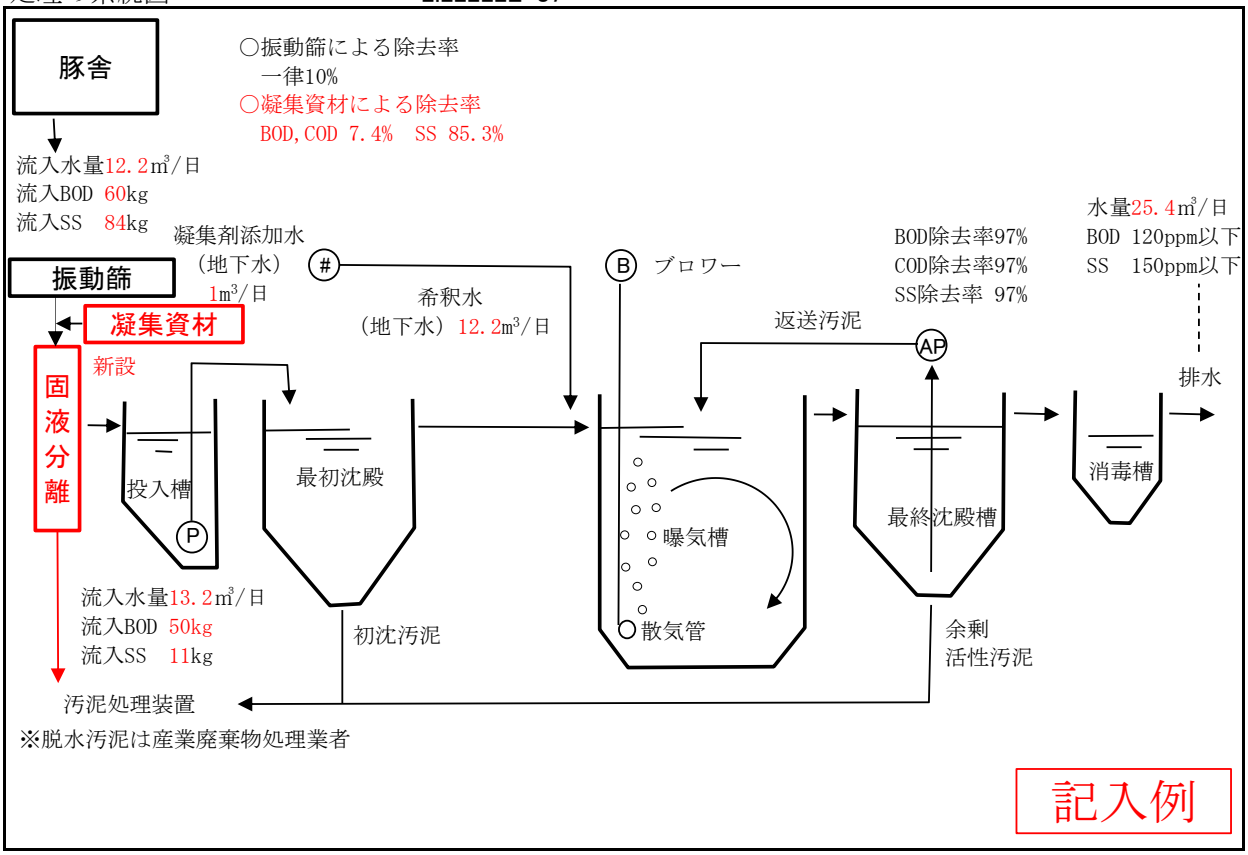


操業の系統図



変更後

処理の系統図　2.22222E+87

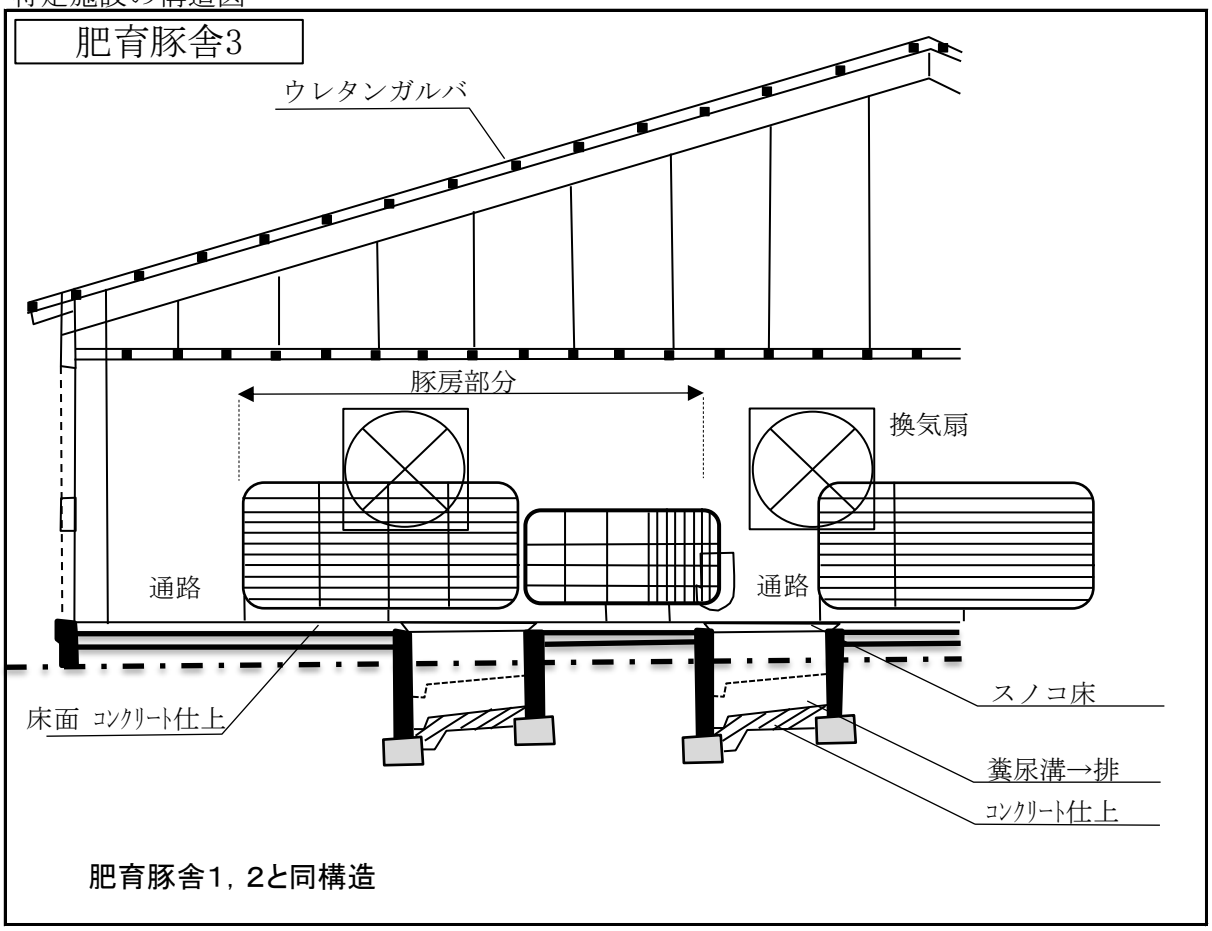


農場周辺見取図

変更なし

記入例

特定施設の構造図



汚水処理施設の構造図

変更なし

第６　氏名等変更届出、使用廃止届出

〔法〕（氏名の変更等の届出）
第１０条　第５条又は第６条第１項若しくは第２項の規定による届出をした者は、その届出に係る第５条第１項第１号若しくは第２号、第２項第１号若しくは第２号若しくは第３項第１号若しくは第２号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止したときは、その日から３０日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

１　氏名等変更届出

次の届出事項に変更があった場合は、その日から３０日以内に届け出る必要があります。

○届出者の氏名又は名称又は住所若しくは法人にあっては代表者の氏名
○工場又は事業場の名称及び所在地

ア　届出者の氏名又は名称又は住所若しくは法人にあっては代表者の氏名
- 届出年月日は、直接、県に提出する場合は、その日付を記載してください。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。
- 代表者を変更した場合は、新代表者と旧代表者がわかるように記載してください。なお、届出された代表者以外の役員等に変更があっても届出の必要はありません。
- 社名（法人の名称）を変更した場合は、新社名と旧社名がわかるように記載してください。
- 合併、有限会社から株式会社への変更等で、以前に届け出た法人と法人格が異なった場合は、承継届を提出してください。
- 住所（主たる事務所の所在地）を変更した場合は、新住所と旧住所がわかるように記載してください。(市町村合併等により住所表記が変わった場合も変更届の対象です。)

イ　工場又は事業場の名称及び所在地
- 事業場の名称に変更があった場合は、変更の前後が分かるように記載してください。
- 市町村合併により住所の変更があった場合も届出の対象です。

２　使用廃止届出

特定施設の使用を廃止したときは、その日から３０日以内に届け出る必要があります。

様式第5（第7条関係）

記入例

氏名等変更届出書

令和　　年　　月　　日

岡山県知事
○　○　○　○　　殿

届出者　岡山県●●市●●町●丁目●●番地の●
株式会社　●　●　●　●
代表取締役　▲▲　▲▲

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	代表取締役　●●　●●	※整理番号	
	変更後	代表取締役　▲▲　▲▲	※受理年月日	
変更年月日	令和　○　年　○　月　○　日		※施設番号	
変更理由	令和○年○月○日開催の取締役会により変更		※備考	

備考　　1　※の印の欄には、記載しないこと。

2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第6（第7条関係）

記入例

特定施設使用廃止届出書

令和　　年　　月　　日

岡山県知事
○　○　○　○　　殿

届出者　岡山県●●市●●町●丁目●●番地の●
株式会社　●　●　●　●
代表取締役　▲▲　▲▲

特定施設の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	●●養豚場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	▲▲市▲▲町▲▲－▲	※受理年月日	
特定施設の種類	１の２　イ　豚房施設	※施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所		※備　考	
使用廃止の年月日	令和　○　年　○　月　○　日		
使用廃止の理由	離農のため		

備考　１　水質汚濁防止法第５条第３項の規定による届出のあつた施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
２　※印の欄には、記載しないこと。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第７　承継届出

〔法〕（承継）

第１１条　第５条又は第６条第１項若しくは第２項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

２　第５条又は第６条第１項若しくは第２項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

３　前２項の規定により第５条又は第６条第１項若しくは第２項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から３０日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

４　指定地域内事業場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者は、第８条の２、第１３条第３項又は第１４条第３項の規定の適用については、当該指定地域内事業場の設置者の地位を承継する。

次の事象が発生した場合は、その日から３０日以内に届け出る必要があります。

〇特定施設を譲り受け、又は借り受けたとき

〇相続、合併又は分割があったとき

ア　届出年月日

届出年月日は、直接、県に提出する場合は、その日付を記載してください。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

イ　工場又は事業場の名称

承継者と被承継者の工場又は事業場の名称を、新旧として記載してください。

例）新：〇〇養豚第２農場

旧：□□養豚農場

ウ　承継の年月日

契約書等で、所有権、用益物件、占有権等の効力が明確となった日付を記載してください。

エ　承継の原因

当該特定施設を承継するに至った原因を記載してください。

例：賃貸借のため、親から相続したため、農場を購入したため　等

様式第7（第8条関係）

承　継　届　出　書

令和　　年　　月　　日

岡山県知事
○　○　○　○　　殿

届出者　岡山県●●市●●町●丁目●●番地の●
株式会社　●　●　●　●
代表取締役　▲▲　▲▲

特定施設に係る届出者の地位を継承したので、水質汚濁防止法第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		新：○○養豚第２農場 旧：□□養豚農場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		▲▲市▲▲町▲▲－▲	※受理年月日	
特定施設の種類		１の２　イ　豚房施設	※施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所			※備　考	
承継の年月日		○○　年　　○月　　○日		
被承継者	氏名又は名称	岡山　太郎		
	住所	岡山県○○市○○町○丁目○○番地		
承継の原因		賃貸借による		

備考　１　水質汚濁防止法第５条第３項の規定による届出のあつた施設の承継の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
２　※印の欄には、記載しないこと。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第８　排水基準等

豚房施設（政令別表第１,１の２のイ）に係る届出等と排水基準

1日の平均排水量50㎥以上

豚房面積2,000㎡以上の場合はこちらに該当する可能性があります。以下の基準に加え総量規制基準も適用されます

- 指定地域以外 (瀬戸内法に基づく許可等) → 豚Ａ表
- 指定地域 (瀬戸内法に基づく許可等) → 豚Ｂ表

1日の平均排水量50㎥未満かつ最大排水量50㎥以上

- 指定地域以外 (瀬戸内法に基づく許可等) → 豚Ｃ表
- 指定地域 (瀬戸内法に基づく許可等) → 豚Ｄ表

水濁法による「１日の平均排水量50㎥未満」であるが瀬戸内法と県条例による「1日の最大排水量が50 ㎥以上」である場合に、この区分に該当します。

1日の平均排水量50㎥未満かつ豚房面積300㎡以上

- 指定地域以外 (水濁法届出) → 豚Ｅ表
- 指定地域 (水濁法届出) → 豚Ｆ表

1日の平均排水量50㎥未満かつ豚房面積300㎡未満

- 指定地域以外 豚房面積50㎡以上 (水濁法届出) → 豚Ｇ表
- 指定地域 豚房面積50㎡以上 (水濁法届出) → 豚Ｈ表
- 指定地域 豚房面積40㎡以上50 ㎡未満 (湖沼法届出) → 豚Ｈ表

※排水基準以外に構造及び使用の方法に関する基準がある（湖沼法指定施設等の構造基準等）

指定地域・・・・・・湖沼法第3条第2項の規定に基づく指定地域（本県は児島湖流域：ｐ89参照）
全国一律基準・・・・水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づく排水基準を定める省令（S46年総理府令第35号）による、全国の全水域についての一律基準（一般排水基準ともいう）
※1日の平均排水量50㎥以上の場合の表では、畜産業に想定される項目のみ記載しているが、銅、亜鉛など他の項目についても排水基準が設定されている。
県条例の基準・・・・水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（S46年条令第65号）による、県独自の規制を強めた基準
暫定基準・・・・・・上記省令による期限付きの暫定的基準で、一般排水基準に直ちに対応することが困難な業種（畜産農業が含まれる）について設定
硝酸性窒素等・・・・ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物及び亜硝酸・硝酸化合物　排水量に関係なく適用される有害物質に係る基準
水島海域・・・・・・上記県条例による指定海域で、倉敷市下津井4丁目2161番地南端から青佐鼻（岡山県浅口市寄島町11890番地の1地先）まで引いた線及び陸岸で囲まれた海域
当該海域へ、1日の最大排水量50㎥以上の排出水を排水する場合、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

牛房施設（政令別表第１,１の２のイ）に係る届出等と排水基準

1日の平均排水量50㎥以上

牛房面積4,000㎡以上の場合はこちらに該当する可能性があります。以下の基準に加え総量規制基準も適用されます

- 指定地域以外 (瀬戸内法に基づく許可等) → 牛Ａ表
- 指定地域 (瀬戸内法に基づく許可等) → 牛Ｂ表

1日の平均排水量50㎥未満かつ最大排水量50㎥以上

- 指定地域以外 (瀬戸内法に基づく許可等) → 牛Ｃ表
- 指定地域 (瀬戸内法に基づく許可等) → 牛Ｄ表

水濁法による「１日の平均排水量50㎥未満」であるが瀬戸内法と県条例による「1日の最大排水量が50 ㎥以上」である場合に、この区分に該当します。

1日の平均排水量20㎥以上50 ㎥未満

- 指定地域以外 牛房面積200㎡以上 (水濁法届出) → 牛Ｅ表
- 指定地域 牛房面積200㎡以上 (水濁法届出) → 牛Ｆ表
- 指定地域 牛房面積160㎡以上200 ㎡未満 (湖沼法届出) → 牛Ｆ表

1日の平均排水量20㎥未満

- 指定地域以外 牛房面積200㎡以上 (水濁法届出) → 牛Ｇ表
- 指定地域 牛房面積200㎡以上 (水濁法届出) → 牛Ｈ表
- 指定地域 牛房面積160㎡以上200 ㎡未満 (湖沼法届出) → 牛Ｈ表

※排水基準以外に構造及び使用の方法に関する基準がある
（湖沼法指定施設等の構造基準等）

指定地域・・・・・・湖沼法第3条第2項の規定に基づく指定地域（本県は児島湖流域：ｐ89参照）
全国一律基準・・・・水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づく排水基準を定める省令（S46年総理府令第35号）による、全国の全水域についての一律基準（一般排水基準ともいう）
※1日の平均排水量50㎥以上の場合の表では、畜産業に想定される項目のみ記載しているが、銅、亜鉛など他の項目についても排水基準が設定されている。
県条例の基準・・・・水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（S46年条令第65号）による、県独自の規制を強めた基準
暫定基準・・・・・・上記省令による期限付きの暫定的基準で、一般排水基準に直ちに対応することが困難な業種（畜産農業が含まれる）について設定
硝酸性窒素等・・・・ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物及び亜硝酸・硝酸化合物　排水量に関係なく適用される有害物質に係る基準
水島海域・・・・・・上記県条例による指定海域で、倉敷市下津井4丁目2161番地南端から青佐鼻（岡山県浅口市寄島町11890番地の1地先）まで引いた線及び陸岸で囲まれた海域
当該海域へ、1日の最大排水量50㎥以上の排出水を排水する場合、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

馬房施設（政令別表第１,１の２のイ）に係る届出等と排水基準

1日の平均排水量50㎥以上

馬房面積4,000㎡以上の場合はこちらに該当する可能性があります。以下の基準に加え総量規制基準も適用されます

- 指定地域以外 (瀬戸内法に基づく許可等) → 馬Ａ表
- 指定地域 (瀬戸内法に基づく許可等) → 馬Ｂ表

1日の平均排水量50㎥未満かつ最大排水量50㎥以上

- 指定地域以外 (瀬戸内法に基づく許可等) → 馬Ｃ表
- 指定地域 (瀬戸内法に基づく許可等) → 馬Ｄ表

水濁法による「１日の平均排水量50㎥未満」であるが瀬戸内法と県条例による「1日の最大排水量が50 ㎥以上」である場合に、この区分に該当します。

1日の平均排水量20㎥以上50 ㎥未満

- 指定地域以外 馬房面積500㎡以上 (水濁法届出) → 馬Ｅ表
- 指定地域 馬房面積500㎡以上 (水濁法届出) → 馬Ｆ表
- 指定地域 馬房面積400㎡以上500 ㎡未満 (湖沼法届出) → 馬Ｆ表

1日の平均排水量20㎥未満

- 指定地域以外 馬房面積500㎡以上 (水濁法届出) → 馬Ｇ表
- 指定地域 馬房面積500㎡以上 (水濁法届出) → 馬Ｈ表
- 指定地域 馬房面積400㎡以上500 ㎡未満 (湖沼法届出) → 馬Ｈ表

※排水基準以外に構造及び使用の方法に関する基準がある（湖沼法指定施設等の構造基準等）

指定地域・・・・・・湖沼法第3条第2項の規定に基づく指定地域（本県は児島湖流域：ｐ89参照）
全国一律基準・・・・水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づく排水基準を定める省令（S46年総理府令第35号）による、全国の全水域についての一律基準（一般排水基準ともいう）
※1日の平均排水量50㎥以上の場合の表では、畜産業に想定される項目のみ記載しているが、銅、亜鉛など他の項目についても排水基準が設定されている。
県条例の基準・・・・水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（S46年条令第65号）による、県独自の規制を強めた基準
暫定基準・・・・・・上記省令による期限付きの暫定的基準で、一般排水基準に直ちに対応することが困難な業種（畜産農業が含まれる）について設定
硝酸性窒素等・・・・ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物及び亜硝酸・硝酸化合物　排水量に関係なく適用される有害物質に係る基準
水島海域・・・・・・上記県条例による指定海域で、倉敷市下津井4丁目2161番地南端から青佐鼻（岡山県浅口市寄島町11890番地の1地先）まで引いた線及び陸岸で囲まれた海域
当該海域へ、1日の最大排水量50㎥以上の排出水を排水する場合、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

豚房施設（政令別表第1，1の2のイ）に係る届出等と排水基準

1日の平均排水量50㎥以上の場合

豚房面積2,000㎡以上の場合はこちらに該当する可能性があります。以下の基準に加え総量規制基準も適用されます。

指定地域（児島湖流域）以外 （瀬戸内法に基づく許可等）

豚A 表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD（mg/L）	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD（mg/L）	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS（mg/L）	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ノルマルヘキサン鉱油類（mg/L）	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃 動物油脂類（mg/L）	―	―		5		5	
BOD（mg/L）	―	―	120	160	120	160	全国一律基準
pH	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	
大腸菌群数（CFU/ml）	800	―	800	―	800	―	
T-N（mg/L）	110	130	110	130	110	130	暫定基準
T-P（mg/L）	18	22	18	22	18	22	
硝酸性窒素等	400mg/L（許容限度）						

水島海域は、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

指定地域（児島湖流域） （瀬戸内法に基づく許可等）

豚B 表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD（mg/L）	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD（mg/L）	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS（mg/L）	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ノルマルヘキサン鉱油類（mg/L）	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃 動物油脂類（mg/L）	―	―		5		5	
T-N（mg/L） H5.4.1前に設置			10以下	20	15以下	30	
T-P（mg/L） H5.4.1前に設置			1.5以下	3	2以下	4	
T-N（mg/L） H5.4.1以後に設置			5以下	10	10以下	20	
T-P（mg/L） H5.4.1以後に設置			0.5以下	1	1以下	2	
BOD（mg/L）	―	―	120	160	120	160	全国一律基準
pH	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	
大腸菌群数（CFU/ml）	800	―	800	―	800	―	
硝酸性窒素等	400mg/L（許容限度）						暫定基準

豚房施設(政令別表第1，1の2のイ)に係る届出等と排水基準

1日の平均排水量50㎥未満かつ最大排水量50㎥以上の場合

指定地域(児島湖流域)以外 （瀬戸内法に基づく許可等）

豚C 表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD(mg/L)	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD(mg/L)	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS(mg/L)	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類(mg/L)	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃 動物油脂類(mg/L)	―	―		5		5	
硝酸性窒素等	400mg/L(許容限度)						暫定基準

水島海域は、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

指定地域(児島湖流域） （瀬戸内法に基づく許可等）

豚D 表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD(mg/L)	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD(mg/L)	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS(mg/L)	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類(mg/L)	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃 動物油脂類(mg/L)	―	―		5		5	
T-N(mg/L) H5.4.1前に設置			10以下	20	15以下	30	
T-P(mg/L) H5.4.1前に設置			1.5以下	3	2以下	4	
T-N(mg/L) H5.4.1以後に設置			5以下	10	10以下	20	
T-P(mg/L) H5.4.1以後に設置			0.5以下	1	1以下	2	
硝酸性窒素等	400mg/L(許容限度)						暫定基準

豚房施設(政令別表第1，1の2のイ)に係る届出等と排水基準

1日の平均排水量50㎥未満かつ豚房面積300㎡以上の場合

指定地域(児島湖流域)以外 （水濁法の届出）

豚E 表	日間平均	最大	基準区分
pH	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	県条例の基準
BOD(mg/L)	120以下	160	
COD(mg/L)	150以下	200	
SS(mg/L)	150以下	200	
硝酸性窒素等	400mg/L(許容限度)		暫定基準

指定地域(児島湖流域）（水濁法の届出）

豚F 表		排水量20㎥以上50㎥未満				排水量20㎥未満				基準区分
		H4.4.1前に設置		H4.4.1以後に設置		H4.4.1前に設置		H4.4.1以後に設置		
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
pH		5.8～8.6		5.8～8.6		5.8～8.6		5.8～8.6		県条例の基準
BOD(mg/L)		120	160	90	120	120	160	120	160	
COD(mg/L)		120	160	120	160	150	200	150	200	
SS(mg/L)		150	200	150	200	150	200	150	200	
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類(mg/L)		―	5	―	5	―	5	―	5	
〃 動物油脂類(mg/L)		―	30	―	30	―	30	―	30	
H5.4.1前に設置	T-N	20以下	40	20以下	40	20以下	40	20以下	40	
	T-P	3.5以下	7	3.5以下	7	3.5以下	7	3.5以下	7	
H5.4.1以後に設置	T-N	―	―	15以下	30	―	―	15以下	30	
	T-P	―	―	2以下	4	―	―	2以下	4	
硝酸性窒素等		400mg/L(許容限度)								暫定基準

豚房施設(政令別表第1，1の2のイ)に係る届出等と排水基準

1日の平均排水量50㎥未満かつ豚房面積300㎡未満の場合

指定地域(児島湖流域)以外 → 豚房面積50㎡以上の場合 (水濁法の届出)

豚G 表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	400mg/L	暫定基準

排水基準以外に構造及び使用の方法に関する基準がある(湖沼法指定施設等の構造基準等)

指定地域(児島湖流域) → 豚房面積40㎡以上50㎡未満の場合(湖沼法の届出)

豚房面積50㎡以上の場合 (水濁法の届出)

豚H 表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	400mg/L	暫定基準

牛房施設(政令別表第1，1の2のロ)に係る届出等と排水基準

1日の平均排水量50㎥以上の場合

牛房面積4,000㎡以上の場合はこちらに該当する可能性があります。以下の基準に加え総量規制基準も適用されます。

指定地域(児島湖流域)以外 （瀬戸内法に基づく許可等）

牛A 表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD(mg/L)	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD(mg/L)	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS(mg/L)	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ノルマルヘキサン鉱油類(mg/L)	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃 動物油脂類(mg/L)	―	―		5		5	
BOD(mg/L)	―	―	120	160	120	160	全国一律基準
pH	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	
大腸菌群数(CFU/ml)	800	―	800	―	800	―	
T-N(mg/L)	60	120	60	120	60	120	
T-P(mg/L)	8	16	8	16	8	16	
硝酸性窒素等	100mg/L （許容限度）						

水島海域は、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

指定地域(児島湖流域) （瀬戸内法に基づく許可等）

牛B 表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD(mg/L)	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD(mg/L)	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS(mg/L)	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ノルマルヘキサン鉱油類(mg/L)	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃 動物油脂類(mg/L)	―	―		5		5	
T-N(mg/L) H5.4.1前に設置			10以下	20	15以下	30	
T-P(mg/L) H5.4.1前に設置			1.5以下	3	2以下	4	
T-N(mg/L) H5.4.1以後に設置			5以下	10	10以下	20	
T-P(mg/L) H5.4.1以後に設置			0.5以下	1	1以下	2	
BOD(mg/L)	―	―	120	160	120	160	全国一律基準
pH	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	
大腸菌群数(CFU/ml)	800	―	800	―	800	―	
硝酸性窒素等	100mg/L （許容限度）						

牛房施設（政令別表第１，１の２のロ）に係る届出等と排水基準

1日の平均排水量50㎥未満かつ最大排水量50㎥以上の場合

指定地域（児島湖流域）以外　（瀬戸内法に基づく許可等）

牛C表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD（mg/L）	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD（mg/L）	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS（mg/L）	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類（mg/L）	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃　動物油脂類（mg/L）	―	―		5		5	
硝酸性窒素等	100mg/L （許容限度）						全国一律基準

水島海域は、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

指定地域（児島湖流域）（瀬戸内法に基づく許可等）

牛D表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD（mg/L）	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD（mg/L）	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS（mg/L）	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類（mg/L）	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃　動物油脂類（mg/L）	―	―		5		5	
T-N（mg/L）　H5.4.1前に設置			10以下	20	15以下	30	
T-P（mg/L）　H5.4.1前に設置			1.5以下	3	2以下	4	
T-N（mg/L）　H5.4.1以後に設置			5以下	10	10以下	20	
T-P（mg/L）　H5.4.1以後に設置			0.5以下	1	1以下	2	
硝酸性窒素等	100mg/L （許容限度）						全国一律基準

牛房施設(政令別表第1，1の2のロ)に係る届出等と排水基準

1日の平均排水量20㎥以上50㎥未満の場合

指定地域(児島湖流域)以外 → 牛房面積200㎡以上の場合、水濁法の届出

牛E 表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	100mg/L	全国一律基準

排水基準は牛房面積200㎡以上の表と同じ
(湖沼法指定施設等の構造基準等が適用される)

指定地域(児島湖流域) → 牛房面積160㎡以上200㎡未満の場合、湖沼法の届出
牛房面積200㎡以上の場合、水濁法の届出が必要

牛F 表		排水量20㎥以上50㎥未満				基準区分
		H4.4.1前に設置		H4.4.1以後に設置		
		日間平均	最大	日間平均	最大	
pH		5.8～8.6		5.8～8.6		県条例の基準
BOD(mg/L)		120	160	90	120	
COD(mg/L)		120	160	120	160	
SS(mg/L)		150	200	150	200	
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類(mg/L)		―	5	―	5	
〃 動物油脂類(mg/L)		―	30	―	30	
H5.4.1前に設置	T-N	20以下	40	20以下	40	
	T-P	3.5以下	7	3.5以下	7	
H5.4.1以後に設置	T-N	―	―	15以下	30	
	T-P	―	―	2以下	4	
硝酸性窒素等		100mg/L				全国一律基準

牛房施設(政令別表第1，1の2のロ)に係る届出等と排水基準

1日の平均排水量20㎥未満の場合

指定地域(児島湖流域)以外　→　牛房面積200㎡以上の場合、水濁法の届出

牛G 表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	100mg/L	全国一律基準

排水基準は牛房面積200㎡以上の表と同じ
(湖沼法指定施設等の構造基準等が適用される)

指定地域(児島湖流域)　→　牛房面積160㎡以上200㎡未満の場合、湖沼法の届出
牛房面積200㎡以上の場合、水濁法の届出が必要

牛H 表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	100mg/L	全国一律基準

馬房施設（政令別表第1，1の2のハ）に係る届出等と排水基準

1日の平均排水量50㎥以上の場合

馬房面積4,000㎡以上の場合はこちらに該当する可能性があります。以下の基準に加え総量規制基準も適用されます。

指定地域（児島湖流域）以外 （瀬戸内法に基づく許可等）

馬A 表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD（mg/L）	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD（mg/L）	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS（mg/L）	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ノルマルヘキサン鉱油類（mg/L）	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃　動物油脂類（mg/L）	―	―		5		5	
BOD（mg/L）	―	―	120	160	120	160	全国一律基準
pH	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	
大腸菌群数（CFU/ml）	800	―	800	―	800	―	
T-N（mg/L）	60	120	60	120	60	120	
T-P（mg/L）	8	16	8	16	8	16	
硝酸性窒素等	100mg/L（許容限度）						

水島海域は、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

指定地域（児島湖流域） （瀬戸内法に基づく許可等）

馬B 表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD（mg/L）	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD（mg/L）	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS（mg/L）	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ノルマルヘキサン鉱油類（mg/L）	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃　動物油脂類（mg/L）	―	―		5		5	
T-N（mg/L）　H5.4.1前に設置			10以下	20	15以下	30	
T-P（mg/L）　H5.4.1前に設置			1.5以下	3	2以下	4	
T-N（mg/L）　H5.4.1以後に設置			5以下	10	10以下	20	
T-P（mg/L）　H5.4.1以後に設置			0.5以下	1	1以下	2	
BOD（mg/L）	―	―	120	160	120	160	全国一律基準
pH	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	河川湖沼 5.8～8.6	海域 5.0～9.0	
大腸菌群数(CFU/ml)	800	―	800	―	800	―	
硝酸性窒素等	100mg/L（許容限度）						

馬房施設(政令別表第1，1の2のハ)に係る届出等と排水基準

1日の平均排水量50㎥未満かつ最大排水量50㎥以上の場合

指定地域(児島湖流域)以外 （瀬戸内法に基づく許可等）

馬C 表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD(mg/L)	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD(mg/L)	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS(mg/L)	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類(mg/L)	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃 動物油脂類(mg/L)	―	―		5		5	
硝酸性窒素等	100mg/L(許容限度)						全国一律基準

水島海域は、フェノール類及びシアン化合物含有量の排水基準が適用される

指定地域(児島湖流域) （瀬戸内法に基づく許可等）

馬D 表	S49.7.10日前に設置		S49.7.10日以後に設置				基準区分
			500㎥以上		500㎥未満		
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
BOD(mg/L)	90以下	120	―	―	―	―	県条例の基準
COD(mg/L)	120以下	160	10以下	15	20以下	30	
SS(mg/L)	120以下	150	30以下	40	40以下	50	
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類(mg/L)	―	―	1以下	2	2以下	3	
〃 動物油脂類(mg/L)	―	―		5		5	
T-N(mg/L) H5.4.1前に設置			10以下	20	15以下	30	
T-P(mg/L) H5.4.1前に設置			1.5以下	3	2以下	4	
T-N(mg/L) H5.4.1以後に設置			5以下	10	10以下	20	
T-P(mg/L) H5.4.1以後に設置			0.5以下	1	1以下	2	
硝酸性窒素等	100mg/L(許容限度)						全国一律基準

馬房施設(政令別表第1，1の2のハ)に係る届出等と排水基準

1日の平均排水量20㎥以上50㎥未満の場合

指定地域(児島湖流域)以外 → 馬房面積500㎡以上の場合、水濁法の届出

馬E 表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	100mg/L	全国一律基準

排水基準は馬房面積500㎡以上の表と同じ
(湖沼法指定施設等の構造基準等が適用される)

指定地域(児島湖流域) → 馬房面積400㎡以上500㎡未満の場合、湖沼法の届出
馬房面積500㎡以上の場合、水濁法の届出が必要

馬F 表		排水量20㎥以上50㎥未満				基準区分
		H4.4.1前に設置		H4.4.1以後に設置		
		日間平均	最大	日間平均	最大	
pH		5.8～8.6		5.8～8.6		県条例の基準
BOD(mg/L)		120	160	90	120	
COD(mg/L)		120	160	120	160	
SS(mg/L)		150	200	150	200	
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ鉱油類(mg/L)		―	5	―	5	
〃 動物油脂類(mg/L)		―	30	―	30	
H5.4.1前に設置	T-N	20以下	40	20以下	40	
	T-P	3.5以下	7	3.5以下	7	
H5.4.1以後に設置	T-N	―	―	15以下	30	
	T-P	―	―	2以下	4	
硝酸性窒素等		100mg/L(許容限度)				全国一律基準

馬房施設(政令別表第1，1の2のハ)に係る届出等と排水基準

1日の平均排水量20㎥未満の場合

指定地域(児島湖流域)以外　→　馬房面積500㎡以上の場合、水濁法の届出

馬G 表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	100mg/L	全国一律基準

排水基準は馬房面積500㎡以上の表と同じ
(湖沼法指定施設等の構造基準等が適用される)

指定地域(児島湖流域)　→　馬房面積400㎡以上500㎡未満の場合、湖沼法の届出
馬房面積500㎡以上の場合、水濁法の届出が必要

馬H 表	許容限度	基準区分
硝酸性窒素等	100mg/L	全国一律基準

第９　排出水の測定義務等

「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 31 号）が、平成 22 年 5 月 10 日に公布され、関係する政省令等が改正されました※。これにより、平成 23 年 4 月 1 日からは、畜産農業に係る特定事業場もおいても、排出水について、1 年 1 回以上、特定施設の設置に係る届出事項（硝酸性窒素等については、日排水量に関わらず、特定施設の設置の届出の対象となることに留意）について、公定法により、測定し、その結果を記録・保存することが必要となっています。

ア　対象事業者

事業者とは、事業活動を行う者一般を対象とし、排出水を排出する者のみならず、汚水等を公共要水域に排出させる全ての事業者が該当します。

畜産施設の設置について届出を行っている者で、排出水がある者が対象となります。

事業者は、排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水等の公共用水域への排出状況を把握するとともに、当該汚水による公共用水域の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならないこととされています。

イ　対象項目

有害物質については、排出水量に関係なく、水質を測定する必要があります。畜産農業の場合、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物（硝酸性窒素等）が、平成 22 年 6 月 1 日に交付された「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部改正する省令」において、有害物質として暫定排水基準が定められています。

その他の項目については、設置届出（変更届出）の際に、様式第１号別紙４「排出水の汚染状態」欄中に記載された項目について、排水口ごとに測定する必要があります。

ウ　測定頻度

測定の頻度に関しては、水質汚濁防止法に係る特定事業場について、１年に１回以上と定められています。

エ　測定の時期

測定の時期については、汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取することとされています。なお、汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻はそれぞれの事業の内容に応じた年間変動及び日間変動を勘案し、事業者自らが判断するものとされています。

オ　測定結果の記録及び保存

測定に係る水質測定記録表（水質汚濁防止法施行規則様式第８号）及び計量証明書（計量法第１０７条の登録を受けた者に委託し計量した場合に発行される証明書）について、３年間保存することが義務づけられています。

カ　岡山県で登録がある計量証明事業者

岡山県のホームページから計量業務について検索していただくと、一覧を掲載しています。

※環境省水・大気環境局長通知 参照

（平成 23 年 3 月 16 日付け環水大大発第 110316001 号,環水大水発第 110316002 号）

様式第8（第9条関係）

水質測定記録表

測定年月日及び時刻	測定場所		特定施設の使用状況	採水者	分析者	測定項目				備考
	名称	排水量（m^3／日）								

備考　1　採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

2　排出水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

第１０　事故時の措置等

〔法〕（事故時の措置）

第１４条の２　特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第２条第２項第２号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

２～３　略

４　都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前３項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

ア　応急措置及び届出

特定事業場（畜産施設等）の設置者は、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又はその汚染状態が排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域へ排出され、又は地下浸透したことにより人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、排出又は浸透の防止のための応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

届出書の様式については、別添に示しておりますが、内容が足れば、様式は問いません。必要に応じて、事故が発生した位置等の図面や、汚染が拡大される範囲、現状の写真などを添付してください。

イ　応急措置命令

県知事は、畜産施設等の設置者が上記事故時に応急の措置を講じていないと認めるときは、法第１４条の２第４項に基づき、応急措置を命ずることがあります。

様式（参考）

事故時の措置届出書

令和　　年　　月　　日

岡山県知事
○　○　○　○　　殿

届出者

水質汚濁防止法第１４条の２第１項の規定により、事故時の措置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
特定施設の種類	
事故発生の日時	
事故発生の原因	
流出した有害物質を含む水又は排水の種類、量	
周辺の状況	
汚染の拡大予測	
講じた措置の内容	

備考　　１　様式については、上記内容が記載してあれば、この限りではありません。
　　２　必要に応じ図面、写真等を添付してください。

第１１　罰則等

排水基準の適用を受ける事業場が排水基準に適合しない排出水を排出した場合や、各種の届出をしなかったり、虚偽の届出を行った場合、又は 60 日間の工事の実施制限期間前に着工した場合などには、次のとおり罰則がありますので注意してください。

根拠条文	適要	罰則
第３０条	計画変更命令（第８条)、改善命令（第 13 条第１項又は第 13 条の２第１項、第 13 条の３第１項）又は地下水浄化措置命令（法第 14 条の３第１項又は同条第２項）に違反した場合	１年以下の懲役又は 100 万円以下の罰
第３１条	○排水基準（第 12 条第１項）に違反した場合 ○緊急時等の措置命令（第 14 条の２第４項又は第 18 条）に違反した場合	６月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 ただし、過失により排水基準違反を犯した場合は３月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金
第３２条	特定施設の設置届出（第５条)、構造等変更届出 （第７条）をしなかったり、虚偽の届出をした場合	３月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
第３３条	○特定施設の使用届出（第６条）をせず又は虚偽の届出をした場合 ○工事の実施制限期間（第９条第１項）の規定に違反した場合 ○排出水の汚染状態の測定等（第 14 条第１項又は同条第５項）の規定に違反して記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者 ○報告及び検査(第 22 条第１項)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第１項の規定による検査を拒み､妨げ､若しくは忌避した場合	30 万円以下の罰金
第３４条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 30 ～ 33 条の違反行為をした場合	その法人又は人に対して各本条の罰金刑
第３５条	氏名等の変更届出、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用廃止届出（第 10 条)、承継届出 （第 11 条第３項）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	10 万円以下の過料

〔参考〕指定地域・・・児島湖流域図

【児島湖流域図】


吉備中央町
浮田川
日近川
田原川
吉宗川
岡山市
赤磐市
JR津山線
砂川
血吸川
中川
迫川
総社市
足守川
JR伯備線
JR吉備線
前川
高梁川
山陽新幹線
JR山陽本線
早島町
JR瀬戸大橋線
笹ヶ瀬川
相生川
旭川
百間川
阿部池
児島湾
倉敷川
六間川
吉岡川
倉敷市
酉川
鉢尾川
児島湖
庄田川
宮川
郷内川
JR宇野みなと線
(宇野線)
玉野市
柳川
瀬戸内海

【湖沼水質保全特別措置法第三条第一項及び第二項の規定に基づく指定湖沼及び指定地域】

岡山県の区域のうち、

【岡山市】

京山一丁目、京山二丁目、谷万成一丁目、谷万成二丁目、万成東町、万成西町、山門東町、三門中町、三門西町、巌井宮裏、関西町、葵町、巌井一丁目、巌井二丁目、西崎本町、西崎一丁目、西崎二丁目、高柳東町、高柳西町、矢坂東町、矢坂本町、矢坂西町、大安寺東町、大安寺中町、大安寺西町、大安寺南町一丁目、大安寺南町二丁目、東野山町、西野山町、北長瀬本町、日吉町、野殿東町、野殿西町、南方一丁目（市道一一号以西の区域に限る。）、南方二丁目（市道八号以西の区域に限る。）、南方三丁目（市道三三三九号以南で市道一〇号以東の区域を除く。）、南方四丁目、南方五丁目、岩田町、富田町一丁目、野田屋町一丁目（市道一一号以西の区域に限る。）、野田屋町二丁目（市道一一号以西の区域に限る。）、駅前町一丁目、駅前町二丁目、本町、錦町、平和町、幸町、柳町一丁目、柳町二丁目、田町一丁目（市道九五号以西の区域に限る。）、田町二丁目（市道九五号以西の区域に限る。）、中央町（市道九五号以西の区域に限る。）、伊福町一丁目から伊福町四丁目まで、奉還町一丁目から奉還町四丁目まで、国体町、伊島町一丁目から伊島町三丁目まで、伊島北町、清心町、絵図町、いずみ町、津倉町一丁目、津倉町二丁目、駅元町、寿町、富町一丁目、富町二丁目、昭和町、下伊福一丁目、下伊福二丁目、下伊福上町、下伊福本町、下伊福西町、中井町一丁目、中井町二丁目（旭川の河川区域を除く。）、大和町一丁目、大和町二丁目、学南町一丁目から学南町三丁目まで、玉柏（旭川の河川区域を除く。）、畑鮎、原（旭川の河川区域を除く。）、宿（旭川の河川区域を除く。）、金山寺、高野尻、北方一丁目から北方三丁目まで、北方四丁目（旭川の河川区域を除く。）、三野一丁目（旭川の河川区域を除く。）、三野二丁目（旭川の河川区域を除く。）、三野三丁目、三野本町（旭川の河川区域を除く。）、宿本町、半田町、法界院、津島東一丁目から津島東四丁目まで、理大町、津島中一丁目から津島中三丁目まで、津島新野一丁目、津島新野二丁目、津島南一丁目、津島南二丁目、津島桑の木町、津島福居一丁目、津島福居二丁目、津島本町、津島西坂一丁目から津島西坂三丁目まで、津島笹が瀬、津島京町一丁目から津島京町三丁目まで、津島、下石井一丁目、下石井二丁目、桑田町、大供一丁目から大供三丁目まで、大供表町、大供本町、鹿田町一丁目、鹿田町二丁目、鹿田本町、厚生町一丁目から厚生町三丁目まで、春日町、大学町、東古松、東古松一丁目から東古松五丁目まで、東古松南町、西古松、大元駅前、奥田、奥田本町、奥田一丁目、奥田二丁目、奥田南町、奥田西町、神田町一丁目、神田町二丁目、島田本町一丁目、島田本町二丁目、東島田町一丁目、東島田町二丁目、中島田町一丁目、中島田町二丁目、西島田町、新屋敷町一丁目から新屋敷町三丁目まで、西之町、野田一丁目、野田、北長瀬、万倍、米倉、当新田、西市、新保、富田、泉田、今村、西長瀬、中仙道、田中、辰巳、下中野、平田、久米、今保、白石、白石東新町、白石西新町、花尻、花尻あかね町、花尻ききよう町、花尻みどり町、西古松一丁目、西古松二丁目、西古松西町、大元上町、大元一丁目、大元二丁目、野田二丁目から野田五丁目まで、今一丁目から今八丁目まで、上中野一丁目、上中野二丁目、北長瀬表町一丁目、東中央町、南中央町、京町、京橋南町（市道一七四号以北の区域及び旭川の河川区域を除く。）、船橋町（旭川の河川区域を除く。）、天瀬、天瀬南町、清輝本町、清輝橋一丁目から清輝橋四丁目

まで、岡町、山科町、船頭町(旭川の河川区域を除く。)、二日市町(旭川の河川区域を除く。)、下内田町、新道、旭町、旭本町(旭川の河川区域を除く。)、岡南町一丁目、岡南町二丁目、七日市東町(旭川の河川区域を除く。)、七日市西町、十日市東町、十日市中町、十日市西町、青江、豊成、福田、福成一丁目から福成三丁目まで、並木町二丁目(市道二六八七号以西の区域に限る。)、築港栄町(市道二四四六号以西の区域に限る。)、築港新町一丁目(市道二六八七号以西の区域に限る。)、築港新町二丁目、浦安西町、浦安本町、浦安南町、郡(字弁天島、字松尾、字郡地先に限る。)、豊成一丁目から豊成三丁目まで、福富東一丁目、福富東二丁目、福富中一丁目、福富中二丁目、福富西一丁目から福富西三丁目まで、福浜西町、新福一丁目、新福二丁目、豊浜町、浜野二丁目、浜野三丁目(四大字用水以西の区域に限る。)、浜野四丁目(四大字用水以西の区域に限る。)、富浜町(四大字用水以西の区域に限る。)、洲崎一丁目(市道二九〇四号以西の区域に限る。)、洲崎二丁目(市道一三四三号以西の区域に限る。)、築港ひかり町、築港緑町一丁目から築港緑町三丁目まで、南輝一丁目から南輝三丁目まで、日応寺(字狼穴及び字榎峪を除く。)、三和、富吉、田原、菅野(字藤ケ鳴を除く。)、高野(県道津高・法界院停車場線以北の区域及び字松尾を除く。)、吉宗、栢谷、横井上、田益、富原、津高、横尾、長野、福谷、芳賀、佐山、松尾、大窪、首部、楢津、一宮山崎、一宮、今岡、辛川市場、西辛川、尾上、高松稲荷、平山、和井元、大崎、門前、福崎、下土田、高松田中、立田、高松、高松原古才、小山、三手、高塚、吉備津、加茂、津寺、新庄上、新庄下、惣爪、東花尻、西花尻、川入、納所、平野、庭瀬、中撫川、撫川、延友、大内田、大福、古新田、妹尾崎、山田、妹尾、箕島、苔山、庄田、真星、掛畑(字先上成田、字道ノ坂、字山神谷、字仲田、字谷尻、字上成田、字宮ノ前、字カミダ、字大門、字矢ノ坂、字ひげ坂及び字小竹を除く。)、河原、東山内、間倉、西山内(字釆の山を除く。)、山上、上高田、石妻、日近、杉谷、下高田、吉、大井、粟井、足守、下足守、上土田、西畦、曽根、中畦、内尾、東畦及び藤田に限る。)、

【倉敷市】
阿知一丁目から阿知三丁目まで、鶴形一丁目、鶴形二丁目、本町、東町、川西町、稲荷町、南町、中央一丁目、中央二丁目、船倉町、向山、新田、白楽町、老松町一丁目から老松町五丁目まで、田ノ上、田ノ上新町、沖、沖新町、堀南、西中新田、笹沖、吉岡、浦田、福井(南部用水以東の区域に限る。)、東富井、西富井(南部用水以東の区域に限る。)、上富井(南部用水以東の区域に限る。)、四十瀬(南部用水以東の区域に限る。)、安江(南部用水以東の区域に限る。)、八王子町(南部用水以東の区域に限る。)、大内、川入、日吉町、石見町、寿町、北浜町、日ノ出町一丁目、日ノ出町二丁目、浜ノ茶屋、浜ノ茶屋一丁目、浜ノ茶屋二丁目、浜町一丁目、浜町二丁目、昭和一丁目、昭和二丁目、幸町、美和一丁目、美和二丁目、大島、福島、平田、酒津(南部用水以西の区域及び同用水以東の高梁川の河川区域を除く。)、黒石、八軒屋、粒浦、東粒浦、粒江(字種松山、字西鳥居、字真菰谷及び字烏帽子岩を除く。)、粒江団地、中庄、中庄団地、黒崎、鳥羽、徳芳、羽島、二日市、加須山、倉敷ハイツ、有城、亀山、帯高、西坂、浅原、生坂、三田、西岡、祐安、宮前、青江、西田、五日市、中帯江、早高、高須賀、藤戸町天城、天城台一丁目から天城台四丁目まで、藤戸町藤戸、児島由加(字化粧峪、字磨、字笹谷、字根引ノ弐及び字榎之等を除く。)、児島白尾、林、木見、串田、尾原、曽原(字長尾を除く。)、福江(字河本、字長池、

字下番ノ木、字上番ノ木、字赤松、字小前、字大渡江、字磊田、字山王向、字山田、字平林、字前田、字堂谷、字下之丈、字山崎、字本城、字地獄平、字カゲ平、字王子、字野神、字新池尻、字池ノ内、字弓掛、字長通、字神田、字東弓掛、字弓掛谷、字弓掛上、字作田、字大釜、字由加平、字木城平林、字大平及び字熊ノ道に限る。)、上東、下庄、栗坂、松島、二子、山地、西尾、日畑、矢部、庄新町、茶屋町及び茶屋町早沖に限る。)

【玉野市】
八浜町大崎、八浜町八浜、八浜町波知、八浜町見石、東七区、南七区、東高崎、宇藤木、用吉、木目、小島地、広岡、滝、永井、長尾(字池尻を除く。)、迫間、槌ケ原、東紅陽台一丁目及び東紅陽台二丁目に限る。)、

【総社市】
井尻野(国道百八十号線以東の区域に限る。)、門田、小寺、総社、総社一丁目から総社三丁目まで、中央一丁目、中央二丁目、駅前一丁目、駅前二丁目(中川以北の区域に限る。)、井手、泉、福井、刑部、溝口(中川との交会点以北の国道百八十号線、同国道との交会点以南の中川以東の区域に限る。)、真壁(字向畑、字硯橋、字赤根田、字ヨシキ田、字袋ノ向、字袋ノ前、字井手ノ前、字出ノ向、字中溝、字中沼、字鳥形向、字切子田、字八田ケ坪、字川崎、字築地ノ内、字鳥田、字倉田、字八神、字廣田、字石原東、字鷹田、字赤坂、字仮宿子、字細通り、字石原前、字石原、字御野代に限る。)、三輪(字管元、字御船端、字八田ケ坪、字管生谷、字船山、字船山東、字天満北、字東管生谷、字柳ケ坪、字天満山、字鐘鋳場、字岩屋、字岩屋下及び字八丈岩に限る。)、北溝手、南溝手、金井戸、窪木、長良、三須、上林、下林、赤浜、奥坂、東阿曽、西阿曽、久米及び黒尾に限る。)

【児島郡】
灘崎町

【都窪郡早島町】
【同郡山手村】
【上房郡賀陽町】
　大字黒山に限る。

児島湖の区域